

# 平成31年第1回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成31年3月7日（木曜日）

---

## ○議事日程

平成31年3月7日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

## ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

## ○出席議員（25名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 河 村 孝 君     | 2 番  | 山 本 久 江 君   |
| 3 番  | 山 田 耕 治 君   | 4 番  | 橋 本 龍 太 郎 君 |
| 5 番  | 牛 見 航 君     | 6 番  | 曾 我 好 則 君   |
| 7 番  | 安 村 政 治 君   | 8 番  | 河 杉 憲 二 君   |
| 9 番  | 石 田 卓 成 君   | 10 番 | 宇 多 村 史 朗 君 |
| 11 番 | 吉 村 祐 太 郎 君 | 12 番 | 藤 村 こ ず え 君 |
| 13 番 | 清 水 浩 司 君   | 14 番 | 三 原 昭 治 君   |
| 15 番 | 清 水 力 志 君   | 16 番 | 山 根 祐 二 君   |
| 17 番 | 高 砂 朋 子 君   | 18 番 | 久 保 潤 爾 君   |
| 19 番 | 田 中 健 次 君   | 20 番 | 今 津 誠 一 君   |
| 21 番 | 田 中 敏 靖 君   | 22 番 | 和 田 敏 明 君   |
| 23 番 | 上 田 和 夫 君   | 24 番 | 行 重 延 昭 君   |
| 25 番 | 松 村 学 君     |      |             |

---

## ○欠席議員

なし

---

## ○説明のため出席した者

|                   |           |                       |           |
|-------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 市 長               | 池 田 豊 君   | 副 市 長                 | 森 重 豊 君   |
| 教 育 長             | 江 山 稔 君   | 代 表 監 査 委 員           | 中 村 恭 亮 君 |
| 総 務 部 長           | 末 吉 正 幸 君 | 総 務 課 長               | 松 村 訓 規 君 |
| 総 合 政 策 部 長       | 熊 野 博 之 君 | 生 活 環 境 部 理 事         | 大 田 稔 君   |
| 生 活 環 境 部 次 長     | 島 田 文 也 君 | 健 康 福 祉 部 長           | 林 慎 一 君   |
| 産 業 振 興 部 長       | 赤 松 英 明 君 | 土 木 都 市 建 設 部 長       | 友 廣 和 幸 君 |
| 土 木 都 市 建 設 部 理 事 | 佐 甲 裕 史 君 | 入 札 検 査 室 長           | 内 田 和 男 君 |
| 会 計 管 理 者         | 吉 富 博 之 君 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長     | 内 田 健 彦 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長   | 梶 山 範 雅 君 | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 | 福 江 博 文 君 |
| 消 防 長             | 田 中 洋 君   | 教 育 部 長               | 原 田 みゆき 君 |
| 上 下 水 道 局 長       | 河 内 政 昭 君 |                       |           |

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、吉村議員、12番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、一昨日に引き続き、一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、5番、牛見議員。

〔5番 牛見 航君 登壇〕

○5番（牛見 航君） 「自由民主党清流会」の若手のホープ、自民党の頭脳、爽やかでスマートな若手というイメージをつけたい牛見航でございます。今議会は、私にとって平成最後の一般質問となります。したがって、この一般質問は、時代の移り変わりにふさわしい、防府市にとっても大きな転換期となるような予感がしております。どうぞよろしくお願いたします。

冒頭、イメージのお話をしましたが、先日、知り合いの小学生のお子さんとお話をする機会がございました。その子のお母さんが、私のことを「この人はこう見えても政治家なんだよ」と紹介してくれました。すると、そのお子さんは、「ええ、政治家って体が大きくておじいちゃんじゃないとなれないんじゃないの」と言いました。そこで私が、「はははは」と、「そんなことはないんだよ、政治をする人にも若くて爽やかなお兄さんみたいな人もいるんだよ」と言ったところ、その子は、「ええ、お前もおっさんじゃん」と言いました。池田市長、教育長、教育部長、防府市はもっと教育に力を入れなければいけないようであります。ということで、本日、まずは防府市の教育について質問をさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

冗談ばかりのようではありますが、私も議会というものを少しでも若い世代に見ていただきたい、そのために、少しでも興味を持っていただければと考えてのことのでございますので、どうかお許しいただければと思います。

さて、つかみはオーケーというところで真面目な本題に入ります。

池田市政が誕生しまして、初の予算編成となる新年度予算案が発表されました。総額441億9,000万円という過去最大の一般会計当初予算案となったわけではありますが、その内訳としては、防府市公会堂の改修工事、防府市内の小学校2校の改築工事本格化など、普通建設事業費の倍増が主な要因となり、そのほかの事業費に関しては、厳しい財政運営の中で苦慮されたことがうかがえる内容となっております。

そんな中にもかかわらず、前回議会の一般質問で要望させていただきました、小野公民館の建て替え事業におきまして、地元の強い要望に応じていただき、今回の予算案に組み込んでいただきましたことを、地元を代表して御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の予算編成であります。そもそもは、防府市の実質単年度収支が4年連続の赤字であったことから、前市政からの予算の見直しが必要であったと思いますが、このタイミングで断行しなければならない池田市長に対して、その勇気と決断力に敬意と感謝を申し上げます。

今回の予算編成において、各部署の職員さんは大変御苦労なされたのではないかと思います。予算というものは、限られた金額の中でどこにお金をかけていくかの選択を迫られます。その中で将来の防府市を担う子どもたちへの投資と、御家族への安心のために、市民の皆様へ誤解なく、子どもたちへの教育の考え方を防府市はどのように考えているか、より明確にする意味も込めて、防府市の教育について質問させていただきます。

1、防府市のスポーツ・文化教育の今後の方針について御質問させていただきます。

今回の予算編成を受けて、各種スポーツ大会や、小・中学校連合音楽発表会などの文化

的な大会の開催の減少につながるのではないかなど、不安に感じている市民の皆様のお声を幾つか頂戴しております。行政計画には、一度廃止されると再開されるケースが少ないといった印象が多いことから不安の一つにつながっていると思われまます。正しい情報をたくさんの方に知っていただく必要があります。防府市の子どもたちへのスポーツ・文化への教育に対しての考え方、また、今回の予算によるスポーツや文化的な大会などの開催に当たって、変更などがあるのか教えてください。

## 2、学校教育について。

この数カ月、小・中学校での学級崩壊、いじめ問題について、同年代の保護者の方々から多くの相談を受けました。私自身も学校まで伺い、授業風景や校長先生などとお話をする中で非常に難しい問題であると再認識するとともに、被害者である生徒さん、保護者さん、先生方のリアルな苦悩を勉強させていただきました。

以前にも、ほかの議員さんより質問もされましたが、防府市の現状、また実際にいじめがあった場合の学校としての具体的な対応方法、学級崩壊と呼ばれるものへの状況把握並びに対処方法についてお聞かせください。

## 3、人口減少の著しい中山間地域への公立保育所の設置についてお尋ねいたします。

防府市内でも人口減少が特に低下、限界集落を迎えている地域があります。もちろんその他地域でも同様に言えることではありますが、特にそういった地域において、私立の保育園、幼稚園は大きな存在となっています。その保育園に入れたから、その地域に家を購入したというように、保育園が優先となって住居を決められる例もございます。

今回私が相談を受けましたのは、地域の保育園の保育士さんの急な退所により、全ての年齢の児童さんの受け入れが難しくなった。その地域には、ほかに認可外の保育所はあるものの認可保育施設がないため、遠くの園に移動しなければならない。待機児童にならず受け入れをしてもらえるのだろうかといった相談でした。

今回、こういった急を要するケースの中で、保護者の皆様は大きな不安を抱えていらっしやいました。その中でも、防府市子育て支援課の皆様には、迅速に、そして、親身になって対応いただきました。保護者の皆様からも多くの感謝の声をいただいております。この場をおかりして感謝申し上げます。

また、保育協会の皆様、諸所の課題に関しまして御尽力いただきました山田議員に対しても感謝申し上げます。グラシアス。

そういった中で、保護者の方々から中期的な要望になるかと思いますが、御意見、また相談として多くいただいたのが、こうした人口減少が著しい中山間地域にこそ、公立の保育園を設置してもらえないのだろうかということでした。

こういった地域において、保育施設がなくなるということは、小学校、中学校への進学へも大いに影響してくる問題であり、地域の人口減少にも拍車をかけていく大変大きな問題でございます。

そもそも人口減少が進んでいる地域へ公立の保育園を設立してほしいという新たな投資というものが大変難しいことは予想できます。しかし、そういったケースは、これからほかの地域においても出てくるのが予想されます。そういったことへの今後の対応方法や考え方があれば教えていただきたいと思います。

また、公立保育園は他市と比べても多くはないと聞いております。公立も以前は5園あったものが、現状3園とのことでございますが、公立と私立のメリット、デメリットの比較はなされているのでしょうか。その点も含めて教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 5番、牛見議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 牛見議員の御質問にお答えいたします。

1点目の防府市のスポーツ・文化教育の今後の方針についてでございますが、本市におきましては、これまでも一生懸命頑張る子どもたちを応援してまいりましたが、引き続きしっかり応援してまいる所存です。

さて、議員御指摘のとおり、平成31年度予算編成に当たっては、財政健全化へ向けて教育委員会においても、事業一つ一つの見直しを行ったところでございます。この中で、スポーツ・文化に関する教育関係予算につきましては、教職員の働き方改革及び部活動の活性化を目的とした部活動指導員の配置を引き続き計上するとともに、頑張る子どもたちを応援するための、目指せ日本一！おうえん事業として、部活動で活躍する児童・生徒を応援するため、中国大会以上の大会に参加する際の補助金については、補助率や補助対象を見直しております。

また、音楽学習の成果を発表する場である小・中学校連合音楽発表会については、これまで公会堂で開催してまいりましたが、会場の収容人数を超えるほどの状態にあることから、そのあり方については見直すこととし、現在、教育委員会及び各学校では、より多くの保護者や地域の方に音楽学習の発表を聞いていただくための方法等について検討しているところでございます。

教育委員会といたしましては、これからも文化・スポーツに限らず、頑張る子どもたちをしっかりと応援してまいる所存でございます。

次に、2点目の学校教育について。市内小・中学校のいじめの認知件数についてでございますが、今年度の2学期末までの認知件数は、小学校102件、中学校87件でございます。

ます。

また、いじめがあった場合の対応でございますが、さきの12月議会でも答弁いたしておりますように、学校がいじめを認知した場合は、迅速に情報共有し、対応についての協議を行うこととしております。

まず第一に、いじめを受けている児童・生徒の心の痛みや不安感に寄り添う等、心のケアを行った上で、いじめを行っている児童・生徒や周りの児童・生徒への指導をしており、関係する保護者へも情報を提供し、いじめの解消に向けて組織的に対応することとしております。

また、いじめに係る行為がやんだ後も、引き続き、いじめを受けた児童・生徒やいじめを行った児童・生徒の様子を教員が日常的に注視しております。

防府市教育委員会では、防府市いじめ問題対策協議会を開催しており、各関係機関からの参加者が市内における情報を共有し、いじめの根絶に向けて未然防止、早期発見、早期対応等について協議しております。協議した内容につきましては、校長研修会や生徒指導主任研修会等でしっかりと伝達し、各学校での実践に生かすことができるようにしております。

今後も、いじめは絶対に許されないという強い信念のもと、いじめはどこの学校にも、どの児童・生徒にも起こり得るという危機意識を持ち、組織的かつ継続的な取り組みがなされるよう指導を行ってまいります。

次に、児童・生徒が落ち着かない状態となり、授業が成立しにくい状況になる、いわゆる学級崩壊の状況把握や対応についてお答えいたします。

学校では、学級崩壊の未然防止・早期対応のため、日ごろから校長や教頭が授業参観や校内巡視を行い、各学校の様子を観察するとともに、週1回の生活アンケートや学級の満足度等を把握するためのアンケートを定期的実施し、よりよい学級づくりに取り組んでおります。

そういった日々の取り組みの中で、学級崩壊の兆候が見られた場合には、校長、教頭や生徒指導主任、学年主任等による緊急対策会議を開き、迅速かつ組織的な対応をしております。また、教育委員会の指導主事も学校に出向き、きめ細かい対応や指導の徹底を図っております。

学校においては、臨時の授業参観日などを設けて、保護者や学校運営協議会委員等が当該学級の現状を把握し、問題点を共有して、具体的な対応策を協議するなど、学校と保護者、地域が連携して対応しております。

これまでも、保護者や学校運営協議会委員が、授業支援等にかかわることにより、児

童・生徒が落ち着きを取り戻した事例もございますし、一時的な教員の増員を県に要請し、学級の立て直しを図った例もございます。このほか、状況に応じて指導主事による継続的な支援や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用などにより、児童・生徒の心のケア等も行っております。

今後も、これらの取り組みを継続し、生徒指導体制を充実させることにより、問題行動等の未然防止や再発の防止に努め、市内全ての子どもたちが安心して学ぶことができる、信頼される学校づくりを推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

残余の質問につきましては、健康福祉部長より答弁いたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 私からは、3点目の人口減少の著しい中山間地域への公立保育所の設置についてお答えをいたします。

このたび、議員が相談を受けられた地域の保護者の皆様には、大変な御不安、御心配があったことかと存じますが、市、保育協会、私立・公立保育所が連携・協力いたしまして、ほぼ保護者の御希望どおりに保育所の受け入れ調整ができたところでございます。今後も、万一、他地域において同様の事態が生じましても、現在、本市には保育施設が30カ所ございますので、市、保育協会、私立・公立保育所が連携・協力し、しっかりと対応をしてみたいと考えております。

さて、議員お尋ねの、人口減少の著しい中山間地域への公立保育所の設置についてでございますが、本市では、平成27年度に、防府市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしまして、教育・保育の提供区域の設定や提供体制の確保について定めておるところでございます。その中で新たな公立保育所の設置というのは難しいところでございますので、認可保育所の定員増、そういったもので対応してみたいというふうに考えておるところでございます。

また、私立、公立といった保育所の中で、メリット・デメリットということですが、保育技術等に遜色はないものというふうに考えておりますので、私立、公立問わず、保育所それぞれがしっかりとその役割を果たしながら、市内全ての地域のお子様に対し、質の高い保育を提供してみたいと考えております。

今後も、保護者の皆様に安心していただけるよう、市、保育協会、私立・公立保育所が一体となって努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 5番、牛見議員。

○5番（牛見 航君） まずは1点、1番の防府市のスポーツ・文化教育の今後の方針について、再質問させていただきます。

小・中学校音楽発表会というお話をいただきましたが、私のほうで個別に一つ心配になっている言葉があるのが、響け！防府ハーモニー、これの継続とか、今後の計画についてあれば教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

響け！防府ハーモニー全国大会出場記念コンサートにつきましては、全国大会に出場した音楽団体が一堂に会し、毎年、公会堂において開催しており、昨年は12月2日に5校の参加で開催し、大変盛り上がったところでございます。

平成31年度は、公会堂が大規模改修により使用することができないことから、アスパラートで開催する予定でございます。

なお、平成32年度以降は、公会堂の大規模改修は完了しておりますので、これまで同様、公会堂を会場として開催する方向で考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、牛見議員。

○5番（牛見 航君） ありがとうございます。やはり今回、大幅に、池田市政になって初めての予算編成ということ、そして、公会堂の改修工事ということが背景にあって、こういった不安が出てきたものと思われま。引き続き、情報発信のほうもしっかりと、正しい情報を広めていただくように、今後も御尽力いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、2番の学校教育について、学級崩壊・いじめ問題について感想を述べます。

私、今回伺った学校が、学級崩壊といじめを併発しているような学校でございました。実際に学級崩壊になっている風景、随分もう対処が終わった後ということだったんですけど、なかなか自分たちの学生時代では考えられないような場面や、暴力とかそういったものがないから、先生の体罰とか、そういったものも、もともとないのではないんでしょうけど、少なくなつてということで、そういったケースも出てくるんじゃないかなと思うんですが、そういったケースに関しても、山口県ともすぐに協力していただいて、すぐに対処をされているということで、非常に迅速な対応をされているなという感想を受けました。

いじめ問題についても、いじめというものが、学校の先生が見ていないときに起こるということがほとんどであるということでしたが、学校の先生が休み時間の間もきちっとバトタッチするまで離れないというような工夫をされていたり、学校が終わってからも、



その被害者である生徒さんのことをずっと目で追いかけて後押ししているというような努力も伺えました。

こういったお話を今回、学校の先生や保護者の方、被害者の保護者の方々ともお話をしたんですけど、本当にいたたまれない、悔しい思いでいっぱいです。結果的には、その生徒さんは違う学校に転校するというお話がもう進んではいるようです。

加害者の生徒さんというのは、その親御さんにはなかなか正しい情報がいってなくて、そういった認識もされていないという現状もあります。被害者の方ばかりが高い費用を払って、また別の学校に転校したり、保護者の方も負担が増える中で、加害者の生徒さんに対してのアプローチというものが、まだまだ現状弱いんじゃないかなと思います。大変難しいケースだと思いますが、そちらのほうのフォローも、しっかり今後も進めていただければと思っております。よろしく申し上げます。

3番の人口減少の著しい中山間地域の公立保育園の設置について伺いましたが、今回、保育士さんが急に退所されるということで、このように迅速な対応をいただきましたことに本当に感謝申し上げます。

ただ、こういったケースが今後起きる前、起きてからではなく、起きる前に対処いただくような連携というものが必要になるんじゃないかなと思います。もうちょっと早くわかっていたら、もっとスケジュールをしっかりと組んで、保育園の新しい制服やそういった準備にも充てることができたんじゃないかなと思います。なかなか難しい問題ではあると思いますが、そちらも事前の連携を引き続き進めていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いての質問に入らせていただきます。

本日、冒頭にイメージのお話をさせていただきましたが、今回情報発信課から情報政策課に変更になります。さらなる情報発信の強化が期待されます。このイメージづくりというものは非常に重要でありまして、テレビコマーシャルなどでは耳に残るキャッチコピーなどもあふれ、そのキャッチコピーがイコールその会社や商品のイメージにつながってまいります。すぐにとは言いませんが、防府市といえど何々というようなイメージ戦略も同時に進めていただければと思っております。

それでは、情報発信について質問させていただきます。

1、情報政策課の今後の取り組みについてお尋ねします。

今回新たに統合されました情報政策課について、以前より取り組まれている情報発信課としての取り組みを含めて、データを含めた進捗状況、各種取り組みについて教えていただければと思います。また、新たに取り組む施策などありましたら、一緒に教えてください。

い。

2、各課や防府観光コンベンション協会など、他団体との連携方法についてお尋ねします。

情報政策課が情報を発信するという性質上、各課や他団体とも情報発信していく上で、情報政策課がハブのような役割となり、各課や他団体との連携が重要になると思われま。その連携方法についてどのように行っているか教えていただければと思います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 牛見議員の情報発信についての2点の御質問にお答えいたします。

まず、情報政策課の今後の取り組みについてでございます。

今年度新設された情報発信課では、市広報を中心とした各種広報媒体を活用し、市内外に向けた効果的な情報発信に努めているところでございます。

具体的な取り組みを申し上げますと、市民の皆様にも身近な広報であります市の広報につきましても、昨年の7月以降、市民に愛される市広報を目指し、表紙を工夫しながら、複数の課を連携させた特集記事を掲載するなど、内容の充実に努めております。

市広報をごらんになった市民の方からの評判も悪くないと伺っておりますし、葉物野菜特集を掲載いたしました昨年12月1日号が、日本広報協会の月刊広報2月号で、登別市や伊勢市、また豊橋市などの広報紙とともに紹介されるなど、市内外、多方面から高い評価をいただいているところでございます。また、来月4月1日号からは内容の一層の充実を図ることとしています。

また、この1月には、防府観光マスコットキャラクター「ぶっちー」をほうふ宣伝部長に就任させ、可能な限り、イベントや行事へ参加させることとし、おもてなし観光課と連携して、活動予定をホームページや市役所総合案内でお知らせするとともに、就任と同時に開設した市の公式インスタグラムでその活動報告をしているところでございます。この公式インスタグラムでの投稿は40を超え、現在のフォロワー数は、2月19日現在ではございますけれども、157となっております。

また、公式フェイスブックにつきましても、今年度に入って約330の情報を投稿し、開設以来500を超える防府の魅力を発信し続けております。フォロワー数は現在800人を超えているところでございます。

新たに組織する情報政策課は、情報発信について、さらなる推進とICT施策を総合的・効果的に推進するため新設するものであり、今年度行いました市民アンケートの結果

を踏まえた、市広報のリニューアルを実施するほか、各種広報媒体を効果的に活用し、市内外に向けたさらなる発信力の強化を図ってまいります。

次に、各課や防府観光コンベンション協会など、関係団体との連携方法についてでございます。

現在、市広報特集記事の編集や地域情報番組の制作、SNSの投稿など、各広報媒体での発信に際しては、情報発信課と庁内各課との連携が必要不可欠であり、発信する素材の選定・収集から、最終的な発信内容の確認まで緊密に連絡協議が行われております。

関係団体との連携につきましては、関係部局を通じまして、積極的な協力が得られております。例えば、市広報で連載しております、健やかほうふ21計画の編集に当たっては、健康増進課等を通して、防府医師会、医師、ピンクリボンの会、食生活改善推進委員さんなどに御協力をいただき、健康についてより身近に感じていただける記事を掲載することができました。

特に、一般社団法人防府観光コンベンション協会との連携につきましては、協会に新年度から新たに市職員を派遣するなど、同協会と本市がこれまで以上に強力な連携体制を構築することといたしており、情報政策課との連携もより緊密になり、これにより防府の情報発信力が増すものと考えております。

いずれにいたしましても、防府市が埋没することなく、存在感を示せるよう、私みずから先頭に立ち、防府観光コンベンション協会をはじめとする関係団体と連携しながら、職員が一丸となって防府市の魅力を市内外にしっかりと発信していく所存でございますので、市議会の皆様におかれましても御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 5番、牛見議員。

○5番（牛見 航君） 御答弁いただきありがとうございます。

早速、市広報、市民の皆様から本当に大変評判がよく、防府市が変わったねと多くの声をいただいております。

また、コンベンション協会会長さんともお話ししましたが、お金を回してくれないなら人を回してくれと要望したとお話をされておりましたが、実にすばらしい取り組みじゃないかなと思います。

情報というのは、やはり連携というのがすごく重要になります。こういった取り組みが実を結ばれることを本当に祈念しております。

SNSだけではなく、先ほどの市広報、また、市広報などの紙媒体、ラジオ、テレビなどございます。そういった各種メディアと一緒に、同時に公開していくようなクロスメデ

ィアという戦略がございます。クロスメディア戦略をしっかりと意識しながら、総合的な情報発信、せっかく情報政策課というものができましたので、総合的な発信ができるような取り組みを進めていただければと思っております。

やはり、冒頭、きょうはイメージのお話などもさせていただきましたが、キャッチフレーズだったりイメージ、そういったものはすごく重要でございます。意外と軽視されてしまうんですが、土木や、ああいった方々の研修というのはすごく重要に取り組みられるかもしれないんですが、情報発信において職員さんへの研修、この間委員会でもお話を聞かせていただきましたが、研修もしっかり行っているというお話ではございましたが、もっと専門的な情報発信への取り組みという部分においては、まだまだ研修や勉強というものをする機会を与えていただくことというのは、すごく重要じゃないかなと思いますので、引き続き、この情報政策課の皆さんが情報発信を上手にしていくための取り組みについて後押しをいただければと思います。

最後に、ぶっちー宣伝部長、大変な御活躍でございます。どこにいてもお会いしまして、気さくに手を振ってくれます。ぜひ来年度は、この情報発信について、ぶっちー宣伝部長に答弁いただければなと思っておりますので、それも含めて前向きに取り組んでいただければと思います。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、5番、牛見議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、2番、山本議員。

〔2番 山本 久江君 登壇〕

○2番（山本 久江君） おはようございます。「日本共産党」の山本久江でございます。

それでは、通告の順に従いまして質問をさせていただきます。誠意ある御回答をどうぞよろしくお願いをいたします。

まず、中小企業の支援にかかわり、市内経済の好循環化と商業環境の整備を図るための店舗リフォーム助成事業の継続実施についてお尋ねをいたします。

池田市政になって初めての当初予算案である平成31年度の予算案では、子どもから高齢者まで笑顔と笑い声の絶えない、明るく元気で豊かな防府市の実現に向けて、重点施策の推進、地方創生に向けた取り組みの推進、持続可能な行財政基盤への転換という3つの基本的な考え方のもとに予算が編成されたと、こういうふうに説明がなされております。

財政状況の厳しさが強調される中で、部単位での枠配分方式の導入によりまして、事業の見直しが行われ、その結果、休廃止した事業49事業、縮小した事業39事業、一方で、

新規事業が51事業、拡充された事業は29事業となっております。この中で、店舗リフォーム助成事業は、廃止事業とされております。

防府市中小企業振興基本条例の基本理念から照らしても、事業実施に向けての関係団体からの御要望や事業実施後の実績から見ても、また、平成29年度行政評価調書では、この事業が地域の活性化につながる事業であるため、今後も継続するとの評価がなされている点からしても、事業廃止は全く納得いかないものでございます。

何よりも店舗リフォーム助成事業を活用し、店舗を改装して本当に助かったと、また元気に仕事を続けていこうと思う、こういった事業者の方々の声がこの事業の継続の必要性を語っているのではないのでしょうか。

店舗リフォーム助成事業は、利用者が喜び、店舗改装などは市内の業者に仕事が回り、市内共通商品券が市内の商店で使われて、市内にお金が循環をしていく仕組みを構築してきたわけでございます。その流れは、市の税収へとつながり、この事業は予算的にも、私は決して大きな事業だというふうに思えませんけれども、市内経済及び地域の活性化に寄与する大事な事業となっております。

この事業が新年度で廃止されるその理由とはどういうことでしょうか。また、平成27年度にまちなか店舗リフォーム助成事業として、まちなかの商業地域のみを対象エリアとしてスタートし、翌年には、地域を市内全域に拡充されてから今日まで、事業実績はどのようになっているのか、平成27年度から年度別に助成件数、助成金額、事業費をそれぞれ御答弁をお願いいたします。

事業が実施されることで、市長の言われる市民の笑顔が生まれ、市が元気になるわけです。再度、事業が継続するよう検討されることを願ひまして、御答弁をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 中小企業の支援についての御質問にお答えいたします。

議員お示しの店舗リフォーム助成事業につきましては、平成27年度に事業費全額が補助される国の地方創生先行型交付金を活用し、まちなかの商店や飲食店、空き店舗等のリフォームを促進するため、商業地域等のエリアを対象に開始したもので、平成28年度からは単独事業として、対象エリアを市内全域に広げて実施してきたものでございます。

事業の実績につきましては、まちなか店舗を対象とした平成27年度は、助成件数34件、市内共通商品券による助成金額約630万円、対象としたリフォーム等の事業費は約1,650万円となっております。

市内全域を対象とした平成28年度は、助成件数49件、助成金額約910万円、対象

とした事業費約2,810万円で行いました。

平成29年度は、助成件数58件、助成金額約1,040万円、対象とした事業費は約3,810万円となっております。

今年度は見込みとなりますが、助成件数が58件、助成金額約1,080万円、対象とした事業費は約4,070万円となっております。

この事業の継続実施についてのお尋ねでございますが、新年度予算編成において、限られた財源の中で、時代に合ったよりよい中小企業振興施策を構築する中で見直したものでございます。

重点施策である産業の振興を図る中小企業支援施策については、商工会議所等の関係団体としっかり連携して、複雑化・高度化する経営課題等に立ち向かう中小企業者等をしっかりサポートできる事業であること、また、新たな取り組みにチャレンジする中小企業者等への応援ができる事業であることを基本的視点として検討を行いました。

店舗リフォーム助成事業につきましては、市内施工業者への発注や市内共通商品券の配布による市内経済の循環効果は認識しておりますが、助成事業が誘発したリフォームか否かが定かでなく、さらに、リフォームをすることによる売上向上等の効果や、助成した市内共通商品券が与える事業活動への効果が、中小企業支援施策としては明確に見込めないことから廃止としたものでございます。

新年度予算におきましては、地域経済をリードする防府商工会議所が中心となって、中小企業者等への相談対応や情報提供等を担う（仮称）防府市中小企業サポートセンターの設置や、山口県等と連携した地場産品の東京等への販路開拓支援、創業者への融資制度の拡大など、多くの中小企業者等への支援事業を計上したところでございます。

今後、商工会議所、市内金融機関、やまぐち産業振興財団等の中小企業支援機関と一体となって、また、県とも連携しながら、本市産業力の向上につながる中小企業振興策を推進してまいり所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 御答弁いただきましたけれども、今、数値を拾ってみますと、事業は4年間で199件の利用、約3,660万円の助成に対して、総事業費は約1億2,300万円でございます。経済効果も生まれていると思います。

防府市中小企業振興基本計画の中では次のように書かれてあります。中小企業が本市の地域経済を支える重要な存立基盤であることを明記をいたしておりますが、人口減少をはじめとして、本市を取り巻く経済社会の構造変化の中で、従前からの中小企業振興の基本

的な考え方である成長発展に加え——これが大事なんですけども——事業の持続的発展を新たな基本的な考え方に捉えて、諸施策が作成をされております。

重点施策の第一に掲げ上げられたのは、経済の地域内循環の促進でございます。ここでは、中小企業者間の連携を深めて、本市が持つ地域資源や雇用、消費を結びつけて、地域内で生産された製品、あるいはサービスを積極的に消費をして、資金を地域内に循環させる地域内循環に取り組むことが必要であるとしております。基本計画の中ではそういう観点でございます。

今回、時代に合った新年度予算を組んだというふうなことですが、私は、まさに、この地域内循環をどう進めていくのかが、新年度に問われていかなければならないというふうに感じております。専門家も地域発展の決定的要素は地域内再投資力の量的・質的形成であるというふうに答えておりました、地域内にある企業や商店、あるいは農家や協同組合など、いわゆる経済主体が毎年地域に再投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれて、生活が維持拡大されると専門家も述べておられます。

店舗リフォーム助成制度は、対象工事を市内施工業者に限っております。そして、助成の市内共通商品券は、市内の店で使用されて、ひいては市の税収へとつながる、まさに循環型で地域振興を図る典型的な制度でございます。利用者にも施工者にも、また商店や自治体にも、三方よしどころか、四方よしで喜ばれる制度として定着をしてきた制度でございます。

池田市政初めての予算でございます。政治姿勢にかかわることでもございますので、市長に、以下、3点ほどお尋ねをさせていただきたいと思っております。

この基本計画が32年度までですが、突然廃止となりました。この制度が持つ意味、今、私るる申し上げましたことですけれども、どのように認識されていたのでしょうか、その点お答えをお願いをいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） どのように認識しているかという御質問でございます。先ほど産業振興部長のほうで答弁しましたように、この店舗リフォーム助成事業は、市内事業者へのリフォーム発注が条件であること、助成する市内共通商品券が市内の店舗で利用されることによりまして、市内の経済循環というか、一定の効果があることは私も認識しております。

その上で、財源にも限りがあることから、新年度予算として見直しをして、中小企業振興施策については、関係機関や関係団体との意見交換、また関係団体等からの要望もしっかりと受けとめた上で、限られた財源の中で最大限の効果が図れる施策として、現在、御

提案をしておるところでございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 限られた財源の中で、もちろんそうでしょう。しかし、この制度が地域内循環をしっかりと進めることで、市財政にも影響を与えるという、こういう制度でございますので、その点はもう一度考え直していただきたいと思います。

群馬県高崎市は、この制度の先進地でございます。国や県の施策を待たずに、まちづくりに関する施策はできることは何でもやる、それもスピード感を持ってやる——どこかで聞いたような言葉ですけれども、それもスピード感を持ってやるという、こういう姿勢で市内商工業者の仕事を増やし、経済活動を活性化させて、雇用確保、それを原動力として市民が安心して暮らせるまちづくりを実現させる、その一事業がこの高崎市では、まちなか商店リニューアル助成事業であると聞きました。防府市でいえば、この店舗リフォーム助成制度でございますけれども、ここの高崎市の実績を聞いてみますと、平成29年度までの5カ年の申請件数が2,400件を超えて、総事業費は約40億円の実績だというふうに聞いております。

スピード感を持って廃止されたのが防府市でございます。この制度は、導入前から、執行部のほうでも先進地の状況を調査をして、そして、何よりも市民や、それから各商工団体からの御要望も出され、そして、しっかりと市民の声を聞かれた結果の事業実施、事業スタートでございました。

今、廃止に驚きの声が挙がっております。池田市長さんは、しっかりと市民の声を聞くというのが政治姿勢であったと思いますが、この件にかかわりいかがでございましょうか、そのあたりの御見解、よろしくお願いたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私は、今のしっかりと聞いたかということだと思いますけれども、私いろんなところでお話を伺っておりますし、要望したいという方はお断わりすることなく、全て今回の予算につきましては、お会いさせていただいて、直接伺っております。その上でしっかりと聞いた上で、住宅リフォームとかは継続しておりますけれども、しっかりと聞いた上で、限られた財源の中で、中小企業政策として、いかにいいかということを考えましたんで、その一方で、今回いろんな施策もやっておりますけれども、トータルの中で評価していただければと私は思っております。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君）しっかりと聞くというのは非常に政治姿勢としては大事なんですけれども、この住宅だけではなくて、店舗リフォーム助成制度が持つその意味というの



は、市内の中小企業の方は大変よく御存じでございます。改めてこの意見をしっかりと聞いていただきたいというふうに思っております。

2月18日に開催されました防府市中小企業振興会議の資料を見ましても、店舗リフォーム助成制度は新規事業であるチャレンジほうふ中小企業成長発展事業の中に入るようなことが示してありました。しかし、それは、「(仮称)防府市中小企業サポートセンター」の設置と相談内容が主でありまして、店舗リフォーム助成制度の内容がそのまま入ったわけではございません。市内にお金が循環していく、この仕組みを構築したこの制度は、私はさらに充実をさせていくことが求められていると思います。その意味で、市長さんは、余りやる気がないような御答弁でございましたけれども、年度途中でも、もっと業者さんの声を聞いていただきまして、さらに検討をしていく、年度途中でも検討していくお考えがあるのかどうか、そのあたりの御見解をお示しいただけたらと思います。

○議長(松村 学君) 市長。

○市長(池田 豊君) 平成31年度当初予算は、予算編成方針で申し上げましたけれども、年間総合予算としてつくっております。この間申し上げましたように、現状、昨年お示ししました財源不足を17億円に圧縮するという目標が私は達成できておりません。そうした中で、年度途中での国の経済対策等、いろいろなものあればまた別でございます。災害等があれば、それもやりますけれども、これにつきましては、計画達成できなかったということもございすけれども、なかなか途中で補正は困難だと考えております。

○議長(松村 学君) 2番、山本議員。

○2番(山本 久江君) 御回答は困難だということでございました。本当に残念でございます。この制度は、議会が中心となって制定をいたしました中小企業振興基本条例の重点施策の1つである経済の地域内循環を具現化した施策なんです。思いつきでこの事業が提案され、そして実施されたわけではありません。全国的にも事業名こそさまざまですがけれども、こうした制度は広がってきております。

こうした中で、財政が厳しいからという理由で廃止する、市の中小企業振興に対する私は姿勢が問われているというふうに思います。

しかも、これまでさまざまな立場で議論をして、積み上げてきて、実績もある中で、また、廃止の経過もわからない、議論の経過もわからない、そうして事業が取りやめになる。これでは、市民は市政に期待が持てません。ぜひ事業が再検討をされるように要望いたしまして、時間もありますので、この項は終わりたいと思います。非常に業者の方々には残念に思っておられると思います。地域内循環ということ、経済の地域内循環ということ、市の条例に基づいて再度検討していただきたいと思います。

続きまして、質問の2点目は、子育て支援についてでございます。

まず、子どもへの虐待防止の取り組みについてお尋ねをいたします。

厚生労働省の調査によりますと、平成28年度における児童相談所の虐待相談件数は12万2,575件と年々増加の一途をたどり、平成11年度と比較しても、約10.5倍の件数となっております。さらに、児童虐待により年間約80人の子どものかけがえない命が失われております。最近も、千葉県野田市の10歳の女兒が虐待で命を失い、山口市でも生後2カ月の乳児が虐待で亡くなりました。

どうして子どもの命を救えないのか。今、国や自治体、関係機関が一体となり、総力を挙げて子どもの命を守り、子どもが虐待で亡くなるような痛ましい事件が二度と起こらないよう対策の強化が図られなければなりません。

昨年7月、国において、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策が出されましたが、この中で、全ての子どもが暮らす場所や年齢にかかわらず、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から、発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指すとされております。

児童虐待の未然防止や早期発見、対応を図るため、市の役割、責務が児童福祉法や児童虐待防止法等で規定されております。その中で市は、虐待を含めた子どもに関する相談の第一義的窓口となって虐待の発生予防等を図り、通告があった場合に、児童の安全確認措置を講ずることが求められております。

そこでお尋ねをいたします。市への児童虐待にかかわる相談件数はどのようになっているのか、また、虐待相談の内訳についてもお示しくください。

さらに、今後の対策として、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援などに至るまでの切れ目のない支援を受けられる体制をどのようにつくっていくのか、どういうお考えか御答弁をお願いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 山本議員の御質問にお答えいたします。

子どもの虐待防止の取り組みについての御質問のうち、私からは、児童虐待に係る支援体制についてお答えをさせていただきます。

昨今、全国において、痛ましい児童虐待による事件が起こる中、私は早期発見と早期対応、虐待を受けた児童の自立支援等は一貫して取り組むべき重要な課題と認識しております。

まず、児童虐待に対するこれまでの本市における支援体制につきましては、平成18年度にこども相談室を設置し、専門的に相談にかかわる保健師及び保育士、さらに心理士の資格を持つ、こども家庭相談員を配置し、子どもとその家庭、妊産婦等からの相談や虐待通告への対応に取り組んでまいりました。

しかしながら、本市においても、平成29年5月に幼い子どもが亡くなる事件が発生し、また児童虐待に対する相談など、依然として増加傾向にあるため、私としましては、早急に児童虐待に対する支援体制を充実することといたしました。

その内容としましては、児童虐待の発生防止と在宅支援の強化を図るため、平成31年度からは、こども相談室の機能を強化し、こども家庭総合支援拠点として、子どもとその家庭などの相談全般から、在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応を行っていくこととし、本議会において、そのために必要な予算を計上し、御審議をお願いしているところでございます。

具体的に申し上げますと、これまでのこども相談室の職員に加え、児童に関する相談対応、支援や指導、他機関との連携を行うこども家庭支援員を配置するとともに、虐待相談対応や虐待が認められる家庭等への支援、関係機関の連携を行う虐待対応専門員を新たに配置いたしております。

また、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携を図りながら、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めてまいります。

児童虐待は社会全体で解決すべき課題であることを認識し、虐待予防はもとより、早期発見と早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援体制を構築し、二度と痛ましい事件が起こらないよう、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

なお、残余の御質問につきましては、担当部長のほうから答弁させます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 私からは、児童虐待にかかわる相談件数とその内訳についてお答えをいたします。

まず、こども相談室における平成27年度以降の過去3年間の児童虐待にかかわる相談の受理人数及び延べ相談回数につきましては、平成27年度は47人、延べ相談回数868回、平成28年度は75人、延べ相談回数1,025回、平成29年度は49人、延べ相談回数945回となっております。

また、平成30年度現在、2月21日時点でございますが、虐待相談につきましては、受理人数が72人で、その内訳は、心理的虐待が31人、身体的虐待が9人、ネグレクト——育児怠慢・拒否等でございますが、これが31人、性的虐待が1人となっております。依然として高い水準になっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 本当に相談件数聞きまして驚きました。大変な状況があるのだなということを改めて認識をいたしました。

昨年7月に出されました国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策、この中には、市町村において、こども家庭総合支援拠点の設置促進を図るということが述べられておまして、市町村職員の専門性の強化を進めるといたしております。市町村において、効果的・効率的に、かつリスクの程度に応じて適切に相談支援ができる体制を構築していくこと、このことも触れられております。専門性の強化、これが非常に大事だというふうに感じておりますが、また、その経験も問われるということだと思っておりますが、必要な体制をどう確保されていくのか、最初の御答弁でも若干触れられましたけれども、もう少し立ち入ってお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

こども家庭総合支援拠点の専門性の確保につきましては、子ども家庭支援員、虐待対応の専門員として、経験豊かな保健師、助産師、それから、心理士などの専門職の配置に努めてまいりたいと考えておるところでございます。また、県内外における研修を計画的に受講させまして、支援拠点に配置する職員の資質の向上についても図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 次に、児童虐待の早期発見、早期対応として、乳幼児健診の未受診者、それから、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が安全を確認できていない子どもの情報、これをしっかりとつかんでいくことが必要だと思いますが、その意味では訪問などの支援が必要だと感じております。現状はどのようになっているのか、その点を教えていただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

保健センターのほうでは、現在、1カ月、3カ月、7カ月の乳児健康診査と、1歳6カ月児、それから3歳児、その幼児健康診査を実施しておるところでございますが、未受診の場合は、受診勧奨を行っておるところでございます。健診未受診の場合は、まず郵送で次回の健診日を御案内して、それでも連絡がとれない場合や受診できていない乳幼児の家庭には、地区担当の保健師が家庭訪問を行い、健診のお誘いのほか、乳幼児の安否や育児状況について確認をいたしております。平成29年度に健康診査未受診のため、家庭訪問を行った件数は24件ございました。

次に、未就園の幼児への対応ですが、乳幼児相談や乳幼児健診などで把握した育児状況や子どもの発達の様子で、支援が必要なケースには、保健師や管理栄養士が家庭訪問を行いまして、母子保健の育児教室や地域の育児サークルなどの利用につなげておるところでございます。その中で、年中や年長の年齢になっても就園していないといったケースにつきましては、保健師の家庭訪問や養育支援訪問事業などによりまして、就園を勧めるとともに、育児支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） ここで教育委員会にお尋ねをいたしますが、文部科学省は、長期学校を欠席している子どもにつきまして、明確に虐待が疑われるケースでなくても、学校が状況確認、また、児童相談所への情報提供等、積極的な対応を求める検討に入ったというふうに報道されておりますけれども、教育委員会として、長期欠席している子どもへの対応はどのようになされているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 今、長期欠席している者への対応ということをお聞かせましたが、学校のほうでは、欠席生徒についての把握で、1日目、2日目、3日目で、ワン、ツー、スリーというか、そういう感じの対応のマニュアルがありまして、学校への連絡、そして、2日目、3日目等には家庭訪問をするという形で対応するというふうに決まりがありますので、そういったことで対応しております。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 長期欠席している子どもたちの、それぞれの置かれている状況をしっかりと把握をしていくこと、これが、やはりとても大事だというふうに思いますので、さらに充実をさせていかれるようお願いいたします。

千葉県野田市の例でも強調されましたけれども、最初の御答弁でも若干触れられたんですが、関係機関との連携強化、これが新たな課題といたしますか、大変重要な課題として提

起をされております。この点では、今後一層、強化されていくお考えでしょうけれども、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

本市では、関係機関と連携いたしまして、要保護児童等を早期に発見し、適切な保護を図るため、平成18年12月、要保護児童対策地域協議会を設置いたしておるところでございます。本協議会は、警察署、児童相談所、健康福祉センター、教育委員会、学校、幼稚園・保育園、医師会や民生委員児童委員協議会など、26の関係機関で構成しております。

こども相談室は、これら多数の関係機関の円滑な連携や役割分担の調整を行うために、調整機関として各種会議を定期的を開催しておるところでございます。

要保護児童の支援に関するシステム全体の検討等を行う代表者会議、それから、定期的な情報交換を行い、個別ケース検討会議などで課題となった点のさらなる検討等を行う実務者会議、要保護児童の事例の進行管理を行うミニ実務者会議、それから、個別ケース検討会議といったものを開催し、連携を図っております。

今後も、その連携の強化について努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） 最後のお尋ねでございますけれども、児童虐待の問題は大変国民的なもう課題となっているような状況でございますが、市民向け児童虐待防止のためのリーフレットなどの作成、あるいは配布、そして、ホームページ等の充実など、児童虐待防止の啓発活動、これが非常に大事だと思っております。この点は、どのように今後進めていけるのか、現状も踏まえながら御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 議員御指摘のとおり、市民に児童虐待防止の啓発、PRをすることは、地域で子どもを見守り、地域で子どもを育てる文化の醸成を行っていくことの観点から、大変重要なことだと認識をいたしております。

本市では、厚生労働省作成の「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」、それから「未来へと命を繋ぐ189（いちはやく）」ほか、子どもの虐待を題材にしたパンフレットを子育て支援課の窓口を設置するとともに、幼稚園・保育園、それから、子育て支援センターにおいて、保護者への配布をお願いしておるところでございます。

そのほか、保健センターで実施いたします1歳6カ月児健康診査や3歳児健康診査の機会に、保護者への配布も行っております。

さらに、11月の児童虐待防止推進月間に合わせまして、市広報で児童虐待の基礎知識を掲載しているほか、窓口にオレンジリボンのモニュメントを飾りまして、児童虐待の防止の啓発も図っております。また、12月の1カ月間、オレンジリボンで飾ったクリスマスツリーをこども相談室の窓口に設置をして啓発をいたしております。

今後とも、市民の皆様へ、より効果的な啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） ありがとうございます。児童虐待の問題は、その背景となる経済的な問題や、しつけと称して体罰を行うことなど、今後、考えていかなければならない課題が山積をいたしております。国においては、法改正も含め今、議論が行われておりますけれども、市において、新年度からの新たな体制で、より一層の取り組みがなされることを期待をいたしまして、この項を終わりたいと思います。

最後になりますが、全国の約9割の自治体で実施されております義務教育修了までの子ども医療費無料化制度について、市の事業実施に向けての御見解をお尋ねをいたします。

市民要望の多い中学生までの医療費無料化につきましては、これまでもさまざまな視点からその必要性について述べ、その実施を求め、昨年7月議会でも一般質問をさせていただきました。そのときの執行部の御答弁は、要望が大変高い施策と認識をしているが、恒久財源の確保が課題である。子どもの医療費に対する支援は、市全体の施策の中で、将来を見据えて検討したいと、こういうことでした。

次代を担う子どもが健やかに育つことは、活力ある社会を形成するために欠かせないことでありまして、少子化が進行する中で、子育て支援の充実を施策の大きな柱として多くの自治体に取り組んでおります。子育て世帯にとって経済的負担の軽減は切実でありまして、その要望に応じて、安心して子育てができる関係をつくることは喫緊の課題であり、まさに防府市の未来への投資だと私は思います。

厚生労働省が毎年、全国の地方自治体の乳幼児等医療費に対する援助の実施状況をまとめて公表をいたしております。最新版で平成29年4月1日現在の資料を見ますと、1,741自治体のうち、中学生までの医療費負担の軽減を行っている自治体は、もちろんこの中には高校生やそれ以上の助成を行っている自治体も当然含めておりますけれども、入院の場合で1,646自治体、94.5%に達します。通院の場合で1,500自治体、86.1%となっております。しかも、この調査以後、無料化はさらに進んでいる状況でございます。

多くの地方自治体は、財政的にも苦勞をしながらも、中学生までの医療費無料化を実施をし、例えば、兵庫県明石市は、ほかの子育て支援策も充実していることから、子育て世帯が転入をしてくる、そのために人口が増えて、その分、税収増も図られたと伺っております。

財政難を理由に実施できない防府市でございますが、全国の自治体の実施状況の前に、なぜこれほどおこなわれているのか疑問の声すら寄せられております。7月議会の答弁以降、どのように検討されたのか。全国に追いつき、防府市の中学生も医療費の心配なくお医者にかかれるようになるのかどうか、市民は注目をいたしております。実施に向けての御答弁がいただけるよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 義務教育修了までの子どもの医療費無償化制度について御質問にお答えをいたします。

さきの7月議会でも申し上げましたとおり、本市では、保護者の所得制限を設けることなく、小学校6年生までの医療費の無償化を実施しておりまして、県内では高い水準の支援を行っておるところでございます。また、子どもの医療費無償化につきましては、市民の皆様の要望が大変強い施策であると認識しておりますので、厳しい財政状況ではございますが、平成31年度も引き続き、所得制限を設けることなく、小学校卒業まで無償化を継続することとし、本議会に係る予算を計上し、御審議をお願いをしておるところでございます。

議員御提案の義務教育修了までの子どもの医療費無償化の拡大でございますが、これにつきましては、全ての財源を市費で賄う必要があることから、大変厳しい財政状況の中、難しいというふうにお考えをしておるところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） もう愕然としているんですけどね、再質問をさせていただきます。

昨年の5月1日現在で、防府市の中学生は2,768人、前年よりも123人減っております。この中学生の疾病状況が定期健康診断の結果として毎年公表されておりますが、全国平均と比較して大変悪い状況があるというのを見させていただきまして、今御紹介いたしますけれども、疾病状況御紹介いたします。披露いたしますが、例えば、防府市の中学生は、平成29年度定期健康診断において、耳鼻咽喉、耳の疾患、これが全国平均4.48%ですが、防府市は8.45%、それから、副鼻腔疾患、これは、全国は11.



27%ですけれども、防府市は23.67%、それから、歯ですが、齲歯の未処置、これが、全国が16.21%ですけれども、防府市は31.92%と、児童・生徒の疾病状況が公表されるたびに、こういう状況を何とかしていかなければならないなというふうに感じております。

最初に、義務教育修了まで実施をするとどの程度の予算が必要となるのか、前回お尋ねをいたしましたけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

小学生の子ども医療費の実績額でございますが、これが、約1億8,000万円です。で、中学生の受診率は、小学生までと比べると若干低くなりますので、所得制限をしなかった場合、約8,000万円というふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） どの自治体も財政的に楽だというところはなかなかありません。県内で平成29年度、市町の主要財政関係指標見させていただきましたけれども、それぞれの自治体の厳しさが伝わってまいります。しかし、そうした中でも、子育て支援策の重要な柱である経済的支援の1つ医療費助成について、将来を担う子どもたちへの支援を高校卒業まで広げている自治体もございます。

全国的には9割を超える自治体で中学生までを視野に取り組んでいるわけです。その状況を見るときに、防府市の財政状況をもって、厳しいから実施できないと言えるでしょうか。どこの自治体も本当に厳しい財政運営です。その中でも何に力を入れていくのか。このことが問われていると思います。ぜひ検討をお願いをしたいと思います。

あわせて質問をいたしますが、私は、こうした制度というのは、県や国の姿勢も非常に大事だというふうに感じております。山口県は、子ども医療費助成制度を2004年以来据え置きまして、2009年には一部負担金の導入を行いました。大変な批判が出たわけですけれども、その結果、総合的な水準は全国で40番目と言われております。県の制度を拡充していただいて、もっと市町を応援していただく、さらに国に対しては、こうした制度が創設されるよう要望を行っていただきたい、こういうふうに考えておりますけれども、この辺ではいかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 義務教育まで、あと3年まで拡充したらという御質問だと思いますけれども、昨年7月の市議会でも答弁させていただきました。私も、思いは議員と

一緒でございますけれども、市の財政状況を見たらとてもできないから、選挙戦でも公約から入れようと思ったけど外したというふうに、ざっくばらんにそのとき答弁させていただいたと思いますけども、その思いは今も一緒でございます。

そうした中で、今回の予算編成につきましても、例えば、一般財源は271億円ございます。しかしながら、その中で、社会保障費や人件費もろもろを引いて、もう歳出が決まったものを除けば、基金の繰り入れを除きますと、残り42億円ちょっとしかございません。その中で、現状、今、医療費助成に3億円を今投入しているというか、充てているところでございます。

そうしますと、やっぱりなかなかほかの施策にも大きい影響を与えますので、現状を維持するのが精いっぱいだというふうに考えております。あくまでも、思いは議員と一緒にございますけれども、そういう状況でございます。

それから、国や県への要望ということでございました。私は、個人的には、これは全国統一で国でやるべきものじゃないかとも思っておりますので、国のほうにいろんな機会があれば、しっかりと要望していきたいと思っております。

また、特にいろんなもので、厚労省のほうのいろいろな指導もございますけれども、しっかりと要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、山本議員。

○2番（山本 久江君） もう時間がありませんが、全国の自治体も財政状況大変厳しい、もう防府市よりももっと厳しい状況のところですら、将来を担っていく、防府市を支えていく子どもたちへの医療、この点にスポットを当てて取り組んでいるわけです。数字を並べていろいろ市長から御答弁いただきましたけれども、何に重点を置いていくのか、このことが問われているのではないかというふうに思います。

私は、これまで毎年この問題を取り上げてまいりました。少子化の中で当然のことながら、中学生の数も減ってきております。まさにピーク時の半分なんです。心身ともに、大きく発達をしていくこの時期への健康面での支援、それから、子育て世帯が一番困難と思っている経済的支援の充実、経済的支援がもっと欲しい、このことは、子育て世帯の方々からたくさん要望が出されております。こういったことにしっかりと応えていく、早急に、防府一番、一番でなくていいんですよ。全国レベルにまでできるだけ追いついていただきたい。早急にそのレベルまで届くように期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 以上で、2番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしくお願いいたします。

まず最初の質問、非正規職員の待遇改善について御質問をさせていただきます。ここで言う非正規職員とは、自治体で働く非正規職員のことを申し上げます。

平成25年4月に改正された労働契約法が施行され、有期雇用労働者が通算5年以上同じ会社で働いた場合に、本人が申し込めば無期雇用に変換できるルール、いわゆる5年ルールができました。これにより、有期雇用労働者は無期雇用への道が開かれ、施行から5年が経過した現在、私の周りにも、ことしから無期雇用になったという人が何人かいらっしゃいます。

しかしながら、地方公務員についてはこのルールは適用外であり、全国的に不安定な非正規雇用の拡大に歯どめがかからない状態です。市民が安心して防府市に暮らし続けるためには、質の高い安定的な行政サービスを提供し続けることが大前提です。そうした体制に、今や欠かせない存在である非正規職員の待遇改善について御質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問です。防府市の非正規職員について、非正規職員の人数と、非正規職員を含めた職員総数における非正規職員の占める割合をお尋ねいたします。

次に、2点目、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、2020年度より新たに会計年度任用職員制度が創設されますが、この制度の概要をお伺いいたします。

3点目は、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、防府市では今後どのような整備を行っていくのか、お尋ねいたします。

以上3点、御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 清水力志議員の非正規職員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の非正規職員の人数と割合についてでございます。

非正規職員の人数は、平成31年2月現在で、臨時職員、パート職員、嘱託職員を合わせまして580人で、職員総数における非正規職員の占める割合は約39.8%となっております。

次に、２点目の会計年度任用職員制度の概要についてでございます。

この制度は、２０２０年４月１日から適用される制度で、地方公務員の非正規職員が公務のさまざまな分野で活用され、地方行政の重要な担い手となっていることを踏まえ、その適正な任用・勤務条件を確保することを目的に制度化されたものです。

今回、新たに制度化される会計年度任用職員には、地方公務員法上、一般職に適用される各規定、例えば、服務に関する規定、募集・採用に関する規定、給付に関する規定などが適用されることとなっております。

最後に３点目の、本市において今後どのような整備を行っていくのかについてでございますが、現在、制度設計に取り組んでいるところであり、地方公務員法や地方自治法など、法の趣旨にのっとり、制度の設計を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） １５番、清水力志議員。

○１５番（清水 力志君） 御回答いただきました。先ほどの御回答についての所感などを、その後の再質問などでまた触れさせていただきます。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

先ほど、１点目の質問で、非正規職員の割合が約３９．８％との御回答がございましたが、非正規職員の割合の増大が行政サービスの質に与える影響について、防府市ではどのような認識をお持ちでしょうか、御回答をお願いします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたように、本市の非正規職員の割合は約４割となっております。これは、業務の性質について、その内容や責任の程度などを考慮し、正規職員が処理すべきことは正規職員が、また、非正規職員で処理可能なものについては非正規職員が処理するというぐあいに分類をいたしまして、配置してきた結果ではないかと認識しております。今後とも正規職員、非正規職員一体となって、市民の皆様に質の高い行政サービスを提供してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） １５番、清水力志議員。

○１５番（清水 力志君） 私も非正規職員の増大が直接、行政サービスの低下につながるとは思ってはおりませんが、今後とも、正規職員そして非正規職員、ともに連携していただきまして業務に当たっていただきたいと思います。

では、次に、非正規職員の人数が５８０人との回答がございましたが、その職種と人数の内訳をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

本市の非正規職員は、臨時職員、パート職員、そして嘱託職員の3つに分類しておりますが、それぞれ2月末現在の職種と人数の内訳について、主なもので申し上げます。

臨時職員につきましては、167人在籍しております。内訳といたしましては、一般事務補助が52人、保育士が32人、介護認定調査員が9人などとなっております。

パート職員につきましては166人在籍しております。学校支援員が59人、一般事務補助が54人、留守家庭児童学級指導員補助が22人となっております。

最後に嘱託職員ですが、247人在籍しております。留守家庭児童学級指導員が57人、公民館主事補が15人、社会教育指導員が15人などとなっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ありがとうございます。

先ほど、お聞きしますと、臨時職員の中では、一般事務補助の方が52人、そして、保育士の方が32人、また、パート職員では、学校支援員が59人、嘱託職員の方の中で一番多いのが留守家庭児童学級指導員、こういった方が多いなというふうな印象を受けます。

次の質問なんですけど、先ほど御回答いただきました臨時的任用職員、いわゆる臨時職員が167人、そして、パート職員、これが一般職非常勤職員ですか、こちらが166人、そして嘱託職員、いわゆる特別職非常勤職員が247人というふうに御回答いただきましたが、これが来年度、会計年度任用職員制度が創設された場合、先ほどお聞きいたしました職員の内訳ですね、これはどういうふうに変化するのか、お伺いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

先ほど来申し上げております臨時職員、パート職員及び嘱託職員につきましては、現在のところ、そのほとんどが、議員御指摘のとおり、会計年度任用職員という名称になりますが、それに集約されるというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 先ほど御回答いただきました、ほとんどこの会計年度任用職員に集約されるというふうにお聞きいたしました。

それでは、次の質問なんですけど、その会計年度任用職員制度の開始に伴い、どのような形で職員の募集や採用をされるか、まだ私もわかりませんが、公共サービスの多様化に対応し、安定的にサービスの提供をするためには、制度移行に当たって経験やスキルのある

人材を確保するためにも、今働いている非正規職員の方を会計年度任用職員に移行することが市民の利益につながることを考えますが、執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

会計年度任用職員の採用に当たりましては、地方公務員法の第13条というのがございまして、平等取扱の原則でございますが、これが適用されます。年齢や性別にかかわらず均等な機会を採用で与える必要があるという内容でございます。

したがいまして、原則として公募を行い、能力の実証を経て採用を行うといたしているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 市民の利益を一番に考えるのであれば、やはり継続性のあるサービスの提供が必要になってくると思いますので、先ほどの件、ぜひとも御検討いただければと要望いたします。

では、続いて、会計年度任用職員制度についてお伺いいたします。名称に会計年度とついておりますので、任用期間は1会計年度、つまり1年ということになるのでしょうか。また、再任用は可能でしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

会計年度任用職員の任期につきましては、その名のとおりなんですが、その任用の日から同日の属する会計年度の末日——3月になるんですけど——までの期間の範囲内で定めるといふふうになっております。

この際、当該会計年度任用職員と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、これは同一の者が平等取扱の原則や成績主義のもと、客観的な能力の実証を経て再任用することはあり得るといふふうになっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） では、続けて質問します。

では、その再任用について、任用の回数や継続期間に制限はございますか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

制度上、明確に任用の回数とか、継続して任用できる期間というものは制限するものではございません。しかしながら、同一の者が長期にわたって、同一の職務内容の職とみな

される会計年度任用職員に繰り返し、その職に任用されることは、別の観点から見ますと、長期的、計画的な人材育成や人材配置の影響というのは出てくるのではないかと思います。

それと、会計年度職員としての身分及び処遇の固定化という問題も新たに出てくるのではないかというふうにされております。

また、地方公務員の任用における成績主義や平等取扱の原則を踏まえれば、繰り返し任用されても再度任用の保障のような既得権が発生するものではないということで、任期ごとに、客観的な能力実証に基づく当該職に従事する十分な能力を持った者を任用することが求められるというふうにされております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 任用期間は、会計年度、つまり1年、その範囲以内、そして、任用の回数や継続期間には、原則、特に制限がないというふうな回答でしたが、この件については、後ほど触れさせていただきます。

では、次の質問をさせていただきます。

今回の制度では、通常の勤務時間と同一の時間の勤務であるフルタイム職員と、勤務時間の短い勤務であるパートタイム職員について明確に示されており、待遇面も違っております。

一例を申し上げますと、フルタイム職員には、正規職員に近い生活給や手当を保障するが、パートタイム職員には、従来と同じく、生活保障を意味しない報酬の支給にとどまったこと、また、パートタイム職員には、期末手当の支給ができるとされておりますが、あくまでできるであり、義務づけられていないことです。

例えば、極端な話、通常の勤務時間よりも1分でも短いとパートタイム勤務となるのか。そうなると、合理性もなく、勤務時間をあえて数分短くすることで、非正規職員を安く使えるという動機が働くのではないかという懸念があるわけですが、このフルタイム職員とパートタイム職員の線引きはどのようにされるのでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

議員御案内のとおり、会計年度任用職員には、フルタイムとパートタイムの2種類がございます。その職務にフルタイム職員をつけるか、パートタイム職員をつけるかということにつきましては、フルタイム勤務とすべき標準的な業務の量がある職か否かという基準が一つの目安となってまいります。それぞれの職務の業務量や内容を十分精査した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 本来の法改正や制度創設の趣旨に沿った制度設計をよろしくお願いいたします。

次に、非正規職員の待遇面についてお伺いいたします。

現在の非正規職員の平均年収と休暇の制度についてお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

まず、非正規職員の平均年収について、ということでしたが、職種や雇用期間、勤務時間等によって年収にばらつきがございますので、それぞれ代表的な職種でちょっと申し上げたいと思います。

一般事務の臨時職員につきましては、日給が7,400円、月の勤務日数は月21日、これが12カ月継続雇用された場合は、年収は186万4,800円となります。

次に、一般事務補助のパート職員でございますが、時給が810円、一月当たり105時間の勤務体制ということで、12カ月継続した場合で年収は102万600円となります。

最後に、嘱託職員につきましては、これは職種によりまして、報酬を月額で定めて支給しておりますが、その額はまちまちでございますが、年額といたしましては126万4,800円から193万3,200円の間というふうになっております。

次に、休暇制度でございますが、年次有給休暇のほか、忌引きであるとか、あるいは、女性職員の産前産後休暇、生理休暇、あと、生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合の育児時間の休暇、それから、選挙権その他公民としての権利を行使するもの、さらには、裁判員として裁判所その他官公署に出頭するもの、こういったものなどの特別休暇の制度がございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 一般に、年収が200万円以下の方をワーキングプアというふうに言われております。自治体で働く方で200万円を切るような方を、これを俗に官製ワーキングプアというふうに言われております。

では、次の質問なんですが、今回の法改正では、会計年度任用職員の給料または報酬の水準や手当の支給、そして、休暇制度について、正規職員との均衡を図ることが主眼となっておりますが、この点について、具体的にどのように取り組んでいかれるのか、お伺い



をいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

会計年度任用職員の制度につきましては、国から制度の考え方や内容が示されております。まずは、それらをしっかり把握した上で、財政的観点や運用の面など、さまざまな観点から検討を加えた上で、また、職員組合とも協議を行った上で、必要な事項について市議会にお諮りし、平成32年4月の運用開始に備えたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 今回の法改正及び制度の創設を非正規職員の待遇改善にしっかりと結びつけていただくよう強く要望いたします。

では、次の質問ですが、今度はちょっと財政面についてお伺いいたします。

今回の会計年度任用職員制度の創設に伴い、市の財政負担はどのように変化していくでしょうか、お答えいただけます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

会計年度任用職員制度の運用によります財政負担につきましては、まだまだ未整備の部分も多いので、はっきりしたことはきょうは申し上げることはできない状況ですが、ざっと見まして、今よりも財政負担は増加するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ざっと見て増加するという回答でしたが、この非正規職員の皆さんの待遇を改善するためには、当然財源が必要になってきますが、今回はこの制度改正に伴うものです。非正規職員の適正な任用や勤務条件を確保することを目的としたこの地方自治法及び地方公務員法の改正の趣旨を踏まえ、必要な財源を盛り込むように、市からも国に要請するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

本制度の導入に当たりまして、報道等、資料等見ますと、国においても地方財政措置に係る検討はなされるというふうに伺っております。

現時点では、当制度導入に伴う、例えば交付税措置とかそういったものの情報はございませんが、国や県には要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ありがとうございます。

国のほうにも、必ずちょっと言っていたきたいと。今回のこの制度創設により、財源がないからと言って、正規職員の人員削減を行うことは絶対にないように、よろしく願っています。

では、次の質問をさせていただきます。

改正された労働契約法では、期限の定めのある雇用者、つまり有期雇用者が同じ会社に5年勤務した場合、本人の申し出により、期限の定めのない雇用、つまり無期雇用へに転換できるルールがございます。

冒頭にも申し上げましたが、市民が安心して防府市に暮らし続けるためには、質の高い安定的な行政サービスを提供し続けることが大前提であり、そのためには、経験やスキルのある人材が必要でございます。この民間企業で働く労働者と同じように、在職期間5年を超える非正規職員を無期雇用への転換を推進するべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

そもそも公務員というのは身分を保障されたものでございまして、その地方公務員というものは、この労働契約法というものが適用除外というふうになっております。あわせて御理解いただけたらと思います。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 除外されているということですね。わかりました。

今回、質問に取り上げさせていただきました、この会計年度任用職員制度なんですが、問題点として、この制度には任用要件が事実上存在しないということを挙げさせていただきます。

今回の法改正により、特別職非常勤職員と臨時的任用職員については、より一層の厳格化が定められましたが、会計年度任用職員については、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員というふうに規定されただけで、これを言いかえますと、どんな業務にも任用が可能となります。

そして、先ほどの再質問で御回答いただきましたが、任用の回数や継続期間に制限がないことや、先ほど言われましたように、民間企業のように、無期雇用への転換ルールもなく、また、地方公務員は除外されるという回答から、いつでも解雇ができて、いつでも非

正規という職員が誕生するわけです。

これまで、総務省は、地方公務員の人件費削減を行うことを目的として、集中改革プランや定員削減計画、公共施設の指定管理者制度や民間委託、賃金削減などを指導し、国の方針に従わない自治体については、地方交付税の減額などをちらつかせ、押さえつけてきました。

その結果、全国の自治体の正規職員が大幅に削減されることとなるわけですが、自治体に対するニーズや行政の多様化に伴い、業務量は増大し、本来ならば正規職員が行うべき業務を非正規職員が行うことで対応しているという過去の歴史があり、さらに、総務省は自治体向けに発出した事務処理マニュアルの中では、制度設計に当たっては一層のアウトソーシングの推進を図るべきと強調するとともに、正規職員が担うべき業務を極めて限定的なもののみとして、職員の非正規化の推進を求めています。

そこで、質問をさせていただきます。

今回の法改正により、会計年度任用職員という最長1年の短期契約の公務員が新設されたようなものでございます。この会計年度任用職員制度は、本来の任期の定めのない、正規職員を中心とする公務運営という原則が崩されている実態を追認し、公務労働の原則から大きく逸脱し、限りなく職員の正規化が進行する、いわゆる、この制度が非正規職員の製造マシンになってしまうのではないかと懸念があるのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

国においては、会計年度任用職員が担うべき業務について定めております。組織の管理・運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といったような権力的な業務に關しましては、正規職員や再任用職員が対応すべきもので、会計年度任用職員が対応すべき業務には該当しないというふうに示しております。

このように、会計年度任用職員ができる業務には一定の範囲が定められておりますので、議員御指摘、御不満がございましたが、この制度が始まったから非正規職員の割合が増えるということにはならないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ありがとうございます。この制度はもともと正規職員と非正規職員の待遇の格差、これを少しでも縮めるために、また、同一労働・同一賃金、この実現のために設けられた制度だと考えております。

この会計年度任用職員制度が本来の目的である非正規職員の待遇改善や雇用安定にしっかりと結びつけていただくために、関係者との協議を積み重ねていただき、そして、労使が納得した上で制度が開始されることを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 清水議員、ここで時間が来たので休憩とってよろしいでしょうか。

○15番（清水 力志君） はい、わかりました。

○議長（松村 学君） よろしければ、させていただきます。ありがとうございます。少し早いですが、ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 0時59分 開議

○議長（松村 学君） 少々時間早いですが、皆さんお集まりでございます。休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。15番、清水力志議員の2項目めからの質問から再開いたします。15番、清水議員、どうぞ。

○15番（清水 力志君） それでは、続いて、教員の働き方改革について、現在の防府市の取組状況をお伺いいたします。

平成28年に実施されました文部科学省の教員勤務実態調査によりますと、小学校教員の33.4%、中学校教員の57.7%が週60時間勤務、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしていることが明らかとなりました。そして、その中で、多忙感や負担感を感じると回答した教員は6割を超えております。

文部科学省や全国の各自治体の教育委員会の調査結果が相次いで公表されたことで、日本の小・中学校及び高校の多くがブラックな職場であることが明らかとなっております。つまり、従業員の6割ぐらいが過労死ラインを超えて働いている業界が学校であるということです。

また、昨年11月に行われました平成30年度防府市総合教育会議の議事録を拝見いたしました。ある教育委員の方の発言の一部分を御紹介いたします。「学校支援ボランティアとして防府の学校に入り、そして教職員対象の教育相談をしているんですけども、そういった中で、いろいろ聞く話の中で、やっぱり先生に余裕がない、子どもと向き合う時間がきちっと取れていないなという教員が大変多いと思っております。そして、本当に、もう少し先生のサポートができたらという思いでいます。また、さらには、本当に

予算的なものが厳しいというのは重々わかっておりますが、支援員以外の事務補助員などで、ちょっとでも教職員の負担を軽くしてあげることが、また子どもに向き合う時間をつくることにもつながるのではないかというふうに考えております」というように、実際に教育現場を見ている教育委員の方の発言からしても、今の教員の現状は大変厳しいものだと、とることができます。

児童・生徒に質の高い授業をするためにも、必要な仕事を絞り込むことが何よりも重要であり、そして、何が本当に次世代の児童・生徒のためになるのか、児童・生徒と向き合う時間の確保とあわせて、教育の質を確保して向上させる課題として捉える必要があると考えます。児童・生徒の笑顔があふれる学校づくりのためには、教員が専門性を発揮し、ゆとりを持って教育活動を進められる職場環境が重要であるという認識から質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問。平成28年に、文部科学省が実施した教員勤務実態調査によりますと、小学校教員の33.4%、中学校教員の57.7%が週60時間以上の勤務、つまり月80時間以上の過労死ラインを超える時間外労働をしておりますが、防府市の小・中学校の教員の時間外労働の実態はどうでしょうか。

続いて、2点目の質問は、教員の長時間勤務の改善について、防府市ではどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

以上、2点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 江山 稔君 登壇〕

○教育長（江山 稔君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の防府市の小・中学校の教員の時間外労働の実態についてであります。防府市の教員を対象として、防府市教育委員会が実施した平成29年度の時間外業務実態調査によりますと、時間外業務が月80時間を超えた教員の割合は、小学校教員が12%、中学校教員が33%となっております。高い水準ではございますが、議員お示しの平成28年度の全国平均と比べますと、本市の小・中学校の教員の状況はともに下回っております。

次に、2点目の教員の長時間勤務の改善についての取り組みについてお答えします。

教育委員会では、各学校に対して、提出物の削減や調査物の簡略化を図るとともに、各学校と連携を図りながら、ICT機器の利用等による業務の効率化に取り組んでおります。また、市内公立小・中学校の教職員の勤務時間の実態については、各教職員がパソコンで出退勤の管理を行うことによって、時間外業務時間の実態が正確に把握できる情報共有シ

システムを整えており、引き続き時間外業務の削減に向けて取り組むよう、学校に働きかけております。

各学校では、実態に応じて保護者や学校運営協議会委員等の地域の方々の理解と協力を得ながら、行事や会議を精選したり、長期休業中の学校閉庁日を設定するなど、時間外業務の削減に取り組んでおります。

また、教育委員会では、中学校の教員の時間外業務の主たる要因の一つである部活動指導については、スポーツ庁及び文化庁が作成した、運動部活動や文化部活動のあり方に関するガイドラインをもとに、防府市中学校部活動運営方針の策定を進めており、ここには、部活動指導の軽減を図る内容を明記することとしております。また、平成30年度より、教員にかわって生徒の指導や引率等を担うことができる部活動指導員を配置しております。

教育委員会といたしましては、教員の負担軽減を図ることにより、教職員が本分である学習指導をはじめとする教育活動に一層力を注ぐことができるように、引き続き教職員の働き方改革を推進していく所存でございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） ありがとうございます。

先ほど御回答ありました防府市での実態ですね、いわゆる過労死ラインを超えて時間外労働をされている方が、小学校の教員では12%、中学校の教員では33%ですね。先ほどの文部科学省の調査では、これは、いわゆる勤務時間の中でというのが前提で、例えば、自宅に持って帰って作業をすとか、そういった時間は含まれていないと。恐らく、今回の防府市のこの数字も、要は自宅に持って帰って作業される時間というのは含まれていないと思うんですね。ですから、それを含めれば、もっとこの数字、多くなるんじゃないかと。数字の陰に隠れた実態、こういったものも、また把握していただきたいなというふうに思っております。

それと2点目ですね、防府市の主な取り組みです。今いる人数の中でどう効率化をしていくかというのが、ちょっと印象に残ります。やはり、人を増やすとか教員を増やすとか、そういったことが出てきたらいいなとは思ってはいたんですけど、これはまた、後ほど言わせていただきます。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

まず初めに、教育長にお伺いします。文部科学省が行った教員の勤務実態調査の結果と、そして、先ほど御回答がありました防府市の教員の時間外労働の実態について、教育長はどのような認識をお持ちでしょうか、御見解をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 議員お尋ねの文部科学省による教員の実態調査の結果と本市の教員の時間外勤務の実態については、先ほどの答弁で申し上げましたように、本市の教員の時間外業務時間の実態について、数字では全国平均を下回っておりますが、時間外業務時間が月80時間を超える教員が小学校で8人に1人、中学校では3人に1人の割合でいる現状を重く受けとめております。

教育委員会といたしましては、学校の業務の改善や効率化を図り、学校支援に当たる人材を活用し、今後も教員の時間外業務時間の削減に取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） では、続けて質問をさせていただきます。

2020年度より、タブレット端末等を用いたプログラミング教育が始まり、そして、また小学校では外国語が教科となりますが、それに伴い、教員の負担がどのようになるでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 議員お尋ねの新学習指導要領による新たな指導事項に係る教員の負担についてお答えいたします。

新学習指導要領は小学校が2020年度から、中学校が2021年度から完全実施となりますので、現在移行期間中でございます。新たな指導内容としては、議員御案内のとおり、タブレット端末等のICT機器を用いてのプログラミング教育や、小学校では外国語科等がございます。このため現在は、新たな指導内容を教員が自信を持って指導できるように、授業を公開し合うなどして、完全実施に向けての研修を重ねております。

教育委員会では、管理職や教務主任への情報提供や新たな指導方法を学ぶ研修会を開催しております。また、来年度は、外国語指導助手を今年度よりも2名増員し、10名を配置することとしており、外国語科学習の支援の強化を図ってまいります。

各学校が新学習指導要領へ円滑に移行できるよう、引き続き指導・支援をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 私がお聞きしたかったのは、負担がどのようになるか、増えるか減るか、その辺が聞きたかったんですけど、先ほどの回答をちょっと、重く受けとめていますとか、全国平均よりは下回っているがとか、そういった回答、ちょっと気にな

ります。

今回の私の質問では、実際のところ、本当にどうしたら教員の方々の負担を減らすことができるのかという考えで質問をさせていただいております。恐らく、それは教育長も同じ考えだと、もちろん市長も同じ考えだと思います。

私は、本当に教員の方の働き方を変えたいんです。そして、1日でも早く、市長や教育長をはじめ、教育委員会や関係者の皆さんが力を合わせて、必ず変えてほしいんです。教員の多忙化の解消の前提としましては、教員の方々の本来の仕事とは何かと考えますと、やはり授業をすることというふうに定める必要性があるのではないかと考えます。授業をすること、授業準備をすること、教材研究に集中できる環境をつくるという前提のもとで、部活動や事務作業をどのようにしていくのか。そして、何よりも、新しい負担が増えれば、同時に何を削っていくのか。これは、考え方としては、ごくごく当たり前のことでございます。今まで、その当たり前のことさえできていないことが、今の教員の方々の負担を増やしてきた原因であるかというふうに考えます。

そして、これは教員の方々の要領がいいとか悪いとかいった、教員の方々の自己責任とといった個人的な問題ではなく、全体で考えていかなければならない、これが負担軽減の要点かなというふうにも考えます。

そして、先ほど御紹介させていただきました、平成30年度防府市総合教育会議の議事録を見てみますと、別の教育委員の方がこう言っているんですね。「厳しい環境の中に入って、その厳しい環境の中でいかに自分が成長するかというのを楽しんでいけば、いい先生になれる」、私はこの会議の場にはいなかったのですが、この教育委員の方がどのような意図でこのような発言に至ったのかはわかりませんが、こういった精神論や根性論だけでは何も解決しません。

また、この教育委員の方はこのような発言もされております。「教師にとって何が一番大事な仕事なのでしょうか。立派な生徒を育てることも大事かもわからないけれど、自分のかわりができる教師を育てるのも大事なことだと思うんですよね」と。このような自己責任論などというのはもってのほかであることということも同時につけ加えておきます。

恐らく、今までこのような意見を持った人たちが幅をきかせていたから、今の教員の方々が過労死ラインを超えるような働かせ方をさせられているのだというふうに私は実感いたします。

では、次の質問をさせていただきます。

山口県教育委員会は、学校における働き方改革加速化プランというものを作成しておりますが、その概要はどういったものでしょうか。また、その中で、学校における働き方改



革推進室が設置されておりますが、県と市ではどのような連携をされておりますでしょうか、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） まず、学校における働き方改革加速化プランの概要についてでございますが、これは、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、学校の多忙化解消に向けた業務改善や教育現場への重点的な支援が取りまとめられております。

平成29年度から3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減することを目標とし、県と市と学校が同じ方向性で取り組めるように、取り組みの柱や具体的内容が示されております。

次に、学校における働き方改革推進室との連携についてでございますが、県の推進室と各市町の担当者が参加する働き方改革推進会議が開催され、時間外業務時間の実態やその削減に向けた取組状況についての情報交換や協議を行い、時間外業務時間削減に向けた取り組みを加速するための連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） わかりました。私も、この学校における働き方改革加速化プランというものを拝見いたしました。ここも、マンパワーを増やすよりも、現在の体制でいかに仕事を減らすか、いかに効率化を図るかということに主眼を置かれているなという印象を受けます。何はともあれ、今後とも連携を強めていただくよう要望いたします。

では、次の質問に移ります。

国は、昭和33年の義務標準法制定の折、教職員の定数を算定するに当たり、1時間の授業については1時間程度の準備が必要である、つまり、授業時間と同等の準備の時間を要するとの考えをもとに、教員の定数積算の根拠としており、この方針は現在も変わっておりません。

そこで質問ですが、防府市の教員は、1日の勤務時間の中において、授業の準備に充てることができる時間はどのくらいあるのでしょうか。実態について御説明をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 議員お尋ねの本市教員の1日の勤務時間における授業の準備等の時間についてお答えいたします。

教員の1日の勤務時間は7時間45分でございます。その内訳は、授業時間と授業以外

の指導にあたる時間、そして、授業の準備等の時間となります。1日の授業時間については、日によって異なりますが、小学校は4時間30分、中学校は5時間でございます。

授業以外の指導にあたる時間、これ、給食や掃除、あるいは朝の会、終わりの会等がありますが、これは学校ごとに異なりますが、約2時間ございます。

このことから、1日の勤務時間の中で、授業の準備に充てることができる時間は約1時間でございます。

なお、中学校では、教科指導がない時間が平均して日に1時間程度ございますので、その時間も授業の準備をすることが可能でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 先ほどの答弁で、私もびっくりしました。準備に充てる時間が1時間程度と。これで見ると、国が定めている教職員の定数積算の基準と、そして今の現状、これに大きな乖離があるということがはっきりわかります。

では、次の質問をさせていただきます。

教員の働き方の改善や負担を減らすために、これまでも業務改善策をとってこられたと思います。例えば、多様化する児童・生徒の生活環境に対応するために、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の配置や、昨年11月より部活動指導員を配置されております。このことは、教員の方々の負担も軽減され、非常に助かっている部分でもあります。

しかしながら、文部科学省が行った勤務実態調査の結果と、平成30年度防府市教育総合会議の議事録で、最初に御紹介いたしました教育委員の方の発言を見ると、これまで行った業務改善策も、もう現在は既に限界に来ているのではないかと考えます。教員の方々に過重労働の防止に必要な取り組みは何ですかと聞きますと、教員を増やしてほしいという切実な回答が返ってきます。

そこで御質問ですが、本当に教員の方々の負担を軽減するためには、業務の見直しや役割分担だけでなく、教職員定数を改善し、市が責任を持って予算を確保し、教員の増員を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお願いいたします。

○議長（松村 学君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 議員お尋ねの教員の増員についてお答えいたします。

教員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員の定数の標準に関する法律に基づき、県において、公立小学校及び中学校の学級編成並びに教職員配置基準が設定されております。

議員御指摘のとおり、教員数が増えることは学校の指導・運営体制の強化や充実につながると考えておりますので、教員の増員につきましては、県及び中国地区都市教育長会からも国に対して申し入れをしているところでございます。

以上であります。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 国のほうに、しっかりと、また粘り強く申し入れていただきたいというふうに要望いたします。

それと、池田市長にお伺いします。平成30年度の防府市総合教育会議、この議事録を拝見いたしました。池田市長もかなり前向きな、とてもいい発言をされておりました。それを、私も拝見いたしました。今回のこの教員の働き方に関して、どのように考えていらっしゃるのか、どのようにしていくのか、少しお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 教員の問題でございます。私の家族というか、父も母も親族もほとんどが教員でございますので、教育に対してはいろんな思いがございますけども、今、あくまでも働き方改革ということになっていきますので、これについては、実際問題として、実際には定数の問題につきましては、まず最初に、これは義務教育は国のほうになりますので、先ほど教育長が答弁しましたように、国のほうにまずしっかり要望して、そしてまた、県に要望してということになりますけど、まずは、国にしっかり意見を通じての要望していかなければいけない課題でございます。

それから、働き方改革といいますと、先ほどありましたように、実際は各学校で、教育長がいらっしゃるのでここまで答弁していかかわりませんが、各学校において、校長の学校運営もかなり大きい問題だと思っているんじゃないかと思えます。

その際にはまた、保護者や学校運営協議会がございます。そうした中で、一方で、保護者の方のニーズ、いろいろあつたりしますので、それをもって、一緒の理解を得ることが一番大切だと思いますので、学校側だけではできない。そして、保護者の方の理解も要る。学校運営協議会の中で、先生、教員大変だから、こうしようという理解がないと、教員の方も、やっぱり教育に命をかけている方なんで、そういう保護者やそのニーズがあれば無理をしてしまうということはあると思いますので、そういう、まず、働き方に対する市民の皆さんの理解も得ながら、うまくやって、みんなが、教員に限らず、市の職員でございますけども、働き方改革をしっかり進めていきたいと思っております。

○議長（松村 学君） 15番、清水力志議員。

○15番（清水 力志君） 御答弁いただきました。感謝しております。

最後に、教員というものは、労働者であると同時に教育の専門家でございます。児童・生徒は人類が蓄積した文化を学び、周りの人たちとの人間関係の中で一人ひとりが個性的に人として育ちます。その人間形成を支える教員の仕事は、みずからの使命の自覚と、それに結びついた広い教養や深い専門的な知識と技能が求められる、とても尊い専門職です。そうした教員の専門性の発揮のためには、それにふさわしい労働環境が必要であり、児童・生徒としっかり向き合う条件づくりをするべきであると考えます。授業の準備や児童・生徒への理解や対応、教育活動を振り返り、教育者としての研究と人間的な修養、それらが人間らしい生活の中で保障されなければなりません。

ところが今、教員はブラックと言われるような異常な労働環境に置かれております。教員の方々にとって、まともな労働環境、労働時間の実現は専門職としての誇りと自覚を培う土台ともなるものです。

今回質問に取り上げました教員の異常な長時間労働の改善は、これから早急に進めていただき、そして1日も早く、必ず解決していただくよう強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、15番、清水力志議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、8番、河杉議員。

〔8番 河杉 憲二君 登壇〕

○8番（河杉 憲二君） 「自由民主党清流会」の河杉でございます。本日、最後の質問となろうかと思えます。ことしは、実は私、花粉症にかなりやられておまして、目と鼻とのどが大変傷んでおります。お聞き苦しい点がございましたら、どうか御了承願いたいと、このように思っております。大丈夫ですか。聞こえますよね。（笑声）

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

今回は、防災対策として自主防災組織、防災士並びに地区集会所についてお伺いいたします。

近年、全国的に未曾有の大災害が多く発生してきております。防府にも大きな災害をもたらした中国・九州北部豪雨災害や東日本大震災、また熊本地震や広島の高雨災害などはまだ記憶に新しいところでございます。こうした中、自治体として災害に対し、いかに取り組んでいくかが、現在問われてきております。

自主防災組織は、災害対策基本法に基づき、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守

るという自覚と連帯感に基づいて自主的に結成する組織で、災害発生時には、被害を防止し、軽減するために防災活動を行う組織のことでございます。そして、平常時には、防災知識の普及や啓発、また地域の安全や設備の点検、防災訓練などを行います。災害が発生したときには、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期の消火活動や被災者の救出や避難誘導、また、避難所の運営などの役割を担います。

防府市は、平成19年に自主防災組織の認定や育成事業補助金などの要綱を定めるなど、設置に向けて鋭意取り組んでまいりました。現在、自主防災組織は自治会を中心に多く結成されていますが、しかしながら、その活動状況はかなりの温度差があるように思います。防災訓練や防災知識の普及・啓発など積極的に取り組んでいる自治会もあれば、組織の体系図はつくったが活動までには至っていないところもあるようでございます。

そこで質問いたしますが、市の要綱を定め取り組み始めて12年になりますが、現在の自主防災組織の結成状況はどのようになっているのかをお伺いいたします。また、自主防災組織の活動状況についても、あわせてお願いいたします。

次に、自治会相互の連携や情報の共有も重要だと思っております。そこで、地域単位の自主防災組織も必要ではないかと思っておりますが、お伺いいたします。

続きまして、防災士の養成についてお伺いいたします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場面で減災や防災力の向上のために活動を行い、そして、その知識と技能を有する者として日本防災士機構が認定する民間の資格でございます。

役割としては、地域の防災リーダーとして、防災、減災を地域の方々に知識や技能を伝え、地域の防災力を高めるとともに、地域の自主防災組織の防災体制を確立する担い手として、災害発生時には避難誘導や救助に当たります。地域の自主防災組織の中では欠かせない存在だと思っております。

現在の防災士認証者数は、平成31年の1月末で、全国で16万5,355人、山口県全体では2,029人となっており、ここ10年で五、六倍近く伸びております。防府市も平成25年度から、地域の減災害と防災力の向上を図ることを目的に防災士を養成してきたところでございます。

そこでお伺いいたしますが、現在、資格取得者はどのようになっているのかをお伺いします。また、防災士に関しましては、できるだけ多くの方が知識や情報を得ておくことが重要で、そのため講習会を開くなど養成教育を行う必要があるかと思っておりますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

また、昨年9月に、市内の防災士の方々により、防災士等連絡協議会が設置されまし

た。お互いの情報交換や連絡を取り合う上で大変いいことだと私は思っております。今後、市としてどのようにかかわっていかれるのか、お伺いいたします。

続きまして、避難所としての地区集会所の活用についてお伺いいたします。

避難場所は、市が指定する自主避難場所、指定緊急避難場所、指定避難所があります。自主避難場所は、早い段階で自主的に避難する場所で、主に公民館等を示し、指定緊急避難場所は、災害の事象に応じて一定の基準を満たす施設、また場所を示しております。また、指定避難所は、災害の危険性があり、避難した住民等が一定期間滞在する場所として、市が指定して開設する場所で、主に公民館や小・中学校などがございます。また、市が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、自治会や自主防災組織などが定める地区一時避難場所があります。これは、届け出で、もちろんある一定の要件を満たさなければなりません、これが地区集会所に当たります。

地区住民は、災害時にはまず、とりあえず安全確保のため、近くの地区一時避難場所に身を寄せようとします。その後、長期にわたれば、市が指定する指定緊急避難場所を経て指定避難所に移ることになります。特に高齢者の方々は、指定緊急避難場所までの距離がある場合、なかなか移動には困難と思われれます。

そこで、災害対策基本法の中で指定基準を満たしている地区集会所は、指定緊急避難場所として指定してもよいのではないかと思いますがいかがですか、お伺いいたします。

また、地区集会所の老朽化の問題や施設が整っていないなど、安全面が担保されていないところの指定は難しいと思いますが、指定避難場所から遠い距離となる地区の集会所については、指定基準に沿うように改修工事や、特に耐震化に対して補助を行うことはできないのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 河杉議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

私は、市民の皆様の安心・安全が第一との考えのもと、防災対策については、最重点施策の一つとして推進してまいりたいと考えております。

ことしは、平成21年7月中国・九州北部豪雨から10年という節目の年を迎えますことから、豪雨災害の体験と教訓を忘れることのないよう力を入れて取り組んでまいります。

新年度においては、5月に、国等と連携して、佐波川総合水防演習を実施するほか、7月21日の市民防災の日には、防災講演会に加えて、子どもとその保護者向けの体験型防災イベントを開催するとともに、自主防災リーダーに対する研修や女性向け防災セミナーなどを開催する予定としております。

さて、議員お尋ねの1点目の自主防災組織についてでございます。

自主防災組織につきましては、市内254自治会のうち178自治会で結成されており、世帯数で算定する組織率については、1月末の時点で76.7%となっております。

その活動状況につきましては、各地域の状況に応じて、防災勉強会の開催や避難訓練の実施などに加え、地域のイベントに合わせた防災ブースの出展や炊き出し訓練などが実施されております。

また、地域単位の自主防災組織の必要性につきましては、自主防災組織の結成規模は、地域住民が日常生活上の一体性を感じることでできる規模が基本と考えます。このため、自主防災組織の結成に当たっては、地域ごとに住民の数や世帯数などの自治会の規模、年齢構成、地理的要件などが異なることから、単位自治会であれ、地域単位であれ、その地域の実情に応じた規模による組織の結成を促しております。

次に、2点目の防災士についてでございます。

まず、防災士資格の取得状況につきましては、その取得に当たり、本市では、自主防災組織の中心的役割を担う防災士の養成は大変重要であるとの考えのもと、全額公費負担——市の負担としており、現在296名の方々が防災士資格を取得されておられます。

防災士になられた方々に対しましては、毎年、フォローアップ研修会を開催しており、来年度からは従来の座学に加え、災害図上訓練などの実施方法の習得など、自治会や自主防災組織が自発的に活動していただくことを前提とした、より実践的な研修会へとバージョンアップすることとしております。

次に、防災士等連絡協議会につきましては、本市の防災士養成講座を受講され、防災士となられた方々が中心となって防災士相互の情報共有や連携強化などを目的として、昨年9月に発足されました。

市といたしましても、その設立趣旨を踏まえ、市が行っている自主防災組織の設立支援への御協力をいただくなど、当協議会とともに、地域防災力の向上に向けて協働してまいりたいと考えております。

次に、3点目の自治会の地区集会所についてでございます。

指定緊急避難所を現在94カ所指定しており、これら避難場所を開設・運営する際は、このうち公民館、福祉センターや小・中学校などの公共施設を中心に、市の職員を配置しているところでございます。

市の職員にも限りがありますことから、地区集会所を指定緊急避難場所として運営するためには、地元の自治会または自主防災組織による自主運営などの協力が不可欠となってまいります。

このため、議員御案内のとおり、市では、身近で避難できる場所である地区集会所や個人宅などを地区一時避難場所として、市に届け出ていただく制度を設けております。避難勧告等の発令時には、支援物資等の提供を行うなど、指定緊急避難場所に準じる扱いとなりますので、この制度の活用をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、地区集会所の耐震化に係る補助制度についてでございます。

自治会活動の拠点となる地区集会所、いわゆる自治会館の新築または改造等を自治会で行われる際には、現在、地区公共用施設補助金で要する経費の一部を補助しております。地区集会所の耐震化は、地区公共用施設補助金の改造等に該当いたしますので、対象工事費の40%以内、補助限度額100万円の範囲内で補助が適用されます。

地区集会所は公共性の高い施設ですが、自治会で所有され、地域の皆様が管理、運用される施設でありますことから、引き続き現状の補助制度で継続したいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、それぞれちょっと再質問をさせていただきたいと思いますが、まず自主防災組織についてですけれども、これは、私も平成28年に一般質問をさせていただいております。また、同僚議員も何度か、やはり防災に対しての取り組みはどうであろうかということ質問をしております。

平成28年のときは256の自治会がございまして、そのうち161が、いわゆる自主防災組織を結成されておられました。カバー率からすれば75%と、こういうことでございましたが、今回、3年後の今日、254、2つ自治会減っておるんですけれども、登録は178自治会ということで、3年間で17自治会が自主防災組織を結成されたと、こういうことでございます。

カバー率というのは、いわゆる世帯割として、いわゆるどこまで自主防災組織としてカバーできるかということなんですけれども、現在、まだ未設置の地域もございまして、その理由について何かお考え、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁の中でも少し出てまいりましたが、防災士のフォローアップ研修の際に、自治会長さんたちにも声かけしまして、合同研修会ということで行っております。その際に、アンケートを実施いたしております。この結果で申しますと、未結成の理由とい



うのは2つございまして、一つは、自主防災組織の立ち上げの機運がなかなか盛り上がらないという理由、もう一つは、自治会組織の高齢化による担い手不足があるということの理由として挙げられております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） まさしく、私もそのとおりだと、実は思っております。

例えば、先日ちょっと、国の防災白書というのを見たんですけども、自主防災組織自体が全国で16万4,195設置されておまして、カバー率からすれば82.7%なわけですね。未設置の理由といたしまして、今、部長答弁ございましたけれども、やはり一番大きいのが、自主防災組織の機運が上がらないということだろうと、地域意識が非常に低いということだと思います。

それで、一つは、先ほど活動状況につきましても、やっぱり同じようなことが言えるんだろうなということでございまして、消防庁のほうも、実はマンネリ化しているんじゃないかと。いわゆる、ある評論家といいますか、研究者の方に言わせれば、国が組織の設置を最優先して、行政主導型になって、いわゆるカバー率の向上を急いだ結果ではないかと、このように言ってらっしゃいました。

本来、自主防災組織というのは、それぞれ地域が自主的にやろうという機運が高まった後に組織を組み、そして、行政が後押しをするというのが本来の姿であろうということを書いていらっしゃいました。まさしくそのとおりだと、このように思っております。

活動状況についても、やはりそれぞれ格差があるのも現状でございまして、ただ、国のほうのインターネットを見てみますと、いわゆる取り組み方としてマンネリ化を打破するには、まず、みんなが楽しんでできるような企画をしていく。例えば、防災の運動会を試みるとか、それから、かるた会をしてみるとか、防災芋煮会というものもありますけれども、そういった、いわゆる地区住民が楽しみやすいような形のイベントをしながら防災意識を高めていく。それから、防災アンケートなど防災シンポジウム、ワークショップ等も開きながら、とにかく地域の方々の気を引いていくという、こういった形が一番、まず取り組みやすいのではないだろうか、このように私も思っております。

それで実際、防府市内でもそれぞれ自治会がかなり活発に動かれるところもございしますが、私は、その後、一つ思うのが、やはりできるだけそういった小規模自治会をカバーしてできるような自主防災組織というのが必要ではないかと、このように考えております。まだ未設置の地域もありますけれども、そうすると、やはり地域単位での防災組織というのが、ある意味必要になってこようと思っております。

実際、小野地区とか、それから今、右田も研究されていらっしゃるかと思いますが、やはり、そうすることによって、お互いの自主防災組織の情報交換にもなりますし、また、状況もはっきりつかめるかと思います。と同時に、同じ方向で取り組むことが可能となって、一緒になって防災訓練、それから啓発事業等々について取り組んでいくことができるのではないかなど。ですから、その辺についても、ぜひとも市のほうとしても、指導というよりも促していただければなど、このように思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、防災士ですけれども、先ほど答弁の中で、防災士資格取得状況で296名ということでした。平成28年、3年前は141名ですので、実質、当時5年間で300人つくると、こういうふうな市の方向性がありましたけれども、296名ということは、3年間で155名増えております。

ただ、これはある意味公費でやっておりますので、しっかりと防災士の資格を得られた方は取り組んでいただきたいと思っておりますが。

ちょっと質問ですけれども、防災士の平均年齢、それから、年代別がわかれば教えてください。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えいたします。

平均年齢と年代の人数ということで、1月末現在で取りまとめたのがございますので、それでお答えいたします。平均年齢は59.6歳です。年代の人数といたしましては、30代が17人、40代が49人、50代が64人、60代は103人、70代以上は63人となっております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

この平均年齢は3年前の数字とほぼ変わりがないんですが、それぞれ世代別の人数からすると、60代が103人、当時70代が17人だったんですけど63人ということで、かなり高齢化もあるのではないのかなど、このように実は思っております。

先ほど言いましたけれども、地域の防災リーダーとして、自主防災組織の中で、いわゆる中心的な役割を果たされるわけでございます。ですから、高齢化となると、なかなか体力的にも、それから気力もいつまでもついていけないという方も実はいらっしゃいました。

中には、防災活動をするときに自治会の役員の方々が軸になるのか、それから、防災士が軸になるのかと、こういうことで議論なされた方もいらっしゃいました。これは、ちょ

つとお話を伺ったんですが。ですから、できましたら、一番いいのは自主防災組織の中で、防災士の位置づけを明確にしていく必要があるだろうと、このように思っております。

先ほど、御答弁の中にも、地域の実情に応じた形の防災組織を組み立てていくと。ですから、その辺の中においても、いわゆる防災士が、例えば活動しやすいような組織を、形態を組んでいくというのが重要であろうと、このように思っておりますので、その辺のところはどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、防災力を高めていくためには、地域の防災リーダーの育成、先ほど御答弁ございましたが、それから、自主防災組織の中でいかに充実させていくか、そして、行政と連携をしながら、何よりも一番大事なことは、いわゆる地域住民の防災意識をいかに高めていくか、このことだろうと思ひますので、その旨どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、避難場所としての地区集会所について、ちょっとお伺ひしますけれども、先ほど申しましたように、自主避難所、指定緊急避難場所、指定避難所、それから地区一時避難場所がございますけれども、それぞれ何カ所あるか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

まず、指定緊急避難場所は94カ所でございます。そのうち自主避難場所となっておりますところが19カ所、指定避難所は84カ所ですが、相互にそれぞれ兼ねる施設もございます。また、地区一時避難場所、これは59カ所届出をいただいております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

ちょっとお伺ひしますが、指定避難所の中に地区集会所はございますでしょうか。また、もしあれば、その理由についてちょっとお伺ひしたいんですが。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

先ほど、指定緊急避難場所94カ所というふうに説明しましたが、このうち地区集会所が5カ所ございます。これに当たりましては、この5カ所の地区には、周辺に指定緊急避難場所となるべく公共施設が見受けられないということで指定されているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） わかりました。地区集会所も一応5カ所あるよということですが、私は、先ほど申しましたけれども、例えば地区集会所も、私は寝泊りが可能だとか、耐震基準が合致しているところなどは、ある程度、一定の基準を満たせば指定緊急避難場所や指定緊急避難所に指定してよいのではないだろうかと思っております。

実は、これを取り上げたのは、私の町内会におきまして、昨年、敬老会がございましたが、敬老会にあわせて、この避難を想定したアンケート調査を行いました。敬老会に呼ばれる方は75歳以上でございまして、私どもの町内会は350名おられます、75歳以上が。そのうち40%に当たる136人の方々から回答をいただきました。

そうすると、例えば、一番多いのは、大体10分以内に地域の会館のほうに歩いていきますよ。一番遠い時間がかかる方が約30分を超えておりました。それから、25分が3名ですか、それから20分が2名ですか。やはり高齢者となると、つえをついたり、それから乳母車を引きながら行かれるという方が多いわけでございまして。だから、地域の会館でもそのぐらい時間がかかるとなれば、ましてや指定緊急避難所等々については、例えば、私ども国衙の場合は松崎小学校なんですけど、かなり時間がかかって、到底行けるわけがないのではないかと。そうすると、例えば、まず行きやすいのが地域の集会所であろうと、このように思っております。

近年、それぞれの、単位自治会等々で地区集会所が新築されたり改修されたりしておりますけれども、そういったところも、よく地域の事情を見ながら、例えば指定緊急避難場所として指定してもよいのではないかなと。いわゆる、指定することによって、市が開設するわけですから、そういったいろんな物資、それから、職員の配置等もあるということでございましてけれども、ただ、地域の方々には安心されると思うんですよね、基本的には。ですから、そういったことも踏まえて、ぜひ考えていただければなど、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

そこで、先ほど言いました、一定の基準と申しましたけれども、やはり地区一時避難所、いわゆる地区集会所についても、やはり、今度は耐震化など整備が必要ではないかと、このように実は思っております。

現在、市内には自治会が254のうち、自治会が保有している会館は153あります。それぞれの自治会が少ない予算の中で管理、運営を行っております、特に老朽化した建物を修繕しながらも地域の行事や会合の場、また避難所として活用されているのが実情でございます。

市の規則におきましては、地区の自治会館の改修または修繕に関する補助制度は、補助

率は10分の4、限度額は100万円、そして年数制限は5年と、こういうふうになっております。

それから、お隣の山口市は、増改築については2分の1の補助で限度額は500万円、補修についても2分の1の補助率で限度額は100万円。それから、周南市においては、増改築については3分の2の補助で限度額は900万円、補修については2分の1の補助で限度額は300万円とこういった形で、防府よりもかなり限度額の数値は上がってきております。

そこで、ちょっと確認ですけれども、規則にうたわれておりませんが、耐震化工事もこの範囲内であれば補助対象となるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

耐震化工事につきましても、既存の、今、市のほうの補助金であります改造等に含まれますので、助成の対象になります。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） わかりました。これ、規則にうたわれていないんですけれども、市のそういった形で耐震化工事もいいよということだと思いますが。

実は、この耐震化工事は、まずやらなければいけないのが、耐震診断というのを行わなければなりません。その後、耐震設計をつくりまして、その後、管理並びに工事に入ります。これは、修繕ではなくて、耐震化に伴う補強工事なんですね。ですから、結構な費用がかかります。修繕であれば、例えば外壁を防水化するために吹きつけをしたり屋根瓦を直したりと、いうようなことではなくて、耐震補強となれば、いわゆる鉄骨を組み、筋交いしながらというような形で、かなりの費用負担が予想されるわけございまして、私も議会が行っております議会報告会の中でも何度か耐震化に対する補助制度の要望も出ておりました。

そこで、そういった形の補助制度をつくってはどうかという質問をしたんですけれども、現状で行いなさいというふうな答弁でございまして、せめて検討するとか、研究課題としたいというのは話はわかるんですけれども、今のところ、やる気はないよというような答弁だったような気がします。それ、意図はないかもしれませんが。

ただ、基本的にそういった形の答弁、わかります現状では。ただ、少なからず限度額とか補助率上げてもいいのではないかなと、このように気がしております。

他市では、完全に耐震診断補助金要綱と、それから、別に耐震化工事補助金要綱という

のをつくっている市も全国にはございまして、例えば大阪の枚方市等々につきましても、耐震診断につきましてもは3分の2の補助率、木造についての限度額は100万円、非木造は500万円の限度額、これはあくまでも耐震診断のみです。耐震工事につきましても、3分の2の補助率で限度額は1000万円というふうになっております。それから、三重県の松阪市等々については、耐震診断は3分の2の補助で限度額400万円なんですけれども、改修につきましてもは限度額500万円でございます。厚木市にいたしましては、耐震改修の場合の補助率は80%、限度額は250万円。

財政規模の違いはありますけれども、確かに、関東と、それから、余り地震のない防府市等々では心情的に違うのかなという気はしておりますけれども、やはり、そのあたりが今後、課題ではないかなという気はちょっとしております。

そこで、ここ3年間の地区会館の改修に伴う申請件数と、それから補助金はどのくらいあったのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御質問にお答えいたします。

地区公共用施設補助金の改造等に該当する件数と補助総額について、300万円以下のバリアフリー工事を除いたものでございますが、過去3年分の実績についてお答えいたします。

平成28年度の件数は11件、補助総額474万円、平成29年度の件数は8件、補助総額は310万5,000円、平成30年度の件数は10件、補助総額は379万円でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） わかりました。年平均すると、大体10件ぐらいということですね。総額400万円前後ということだと思います。

私は、市の予算も決して多くはないと思っております。先ほど述べましたように、大体4割の補助でございますので、100万円事業ということだろうと、このように考えております。ですから、今、1件につき100万円ぐらいの事業だろうと考えておりますので、できれば、もっと予算を出していただければなど、このように思っております。

ある自治会の役員の方は、これから地区の高齢化がどんどん進んでいくんだと。人口が減っていくと集会所を維持することが本当に難しくなってくると言っておられました。建物は老朽化していきまますし、それから、町内会の方々は少なくなっていくので、どうしてもそういった状況で維持が難しくなると。市の自治会連合会からも補助限度額の増額

や補助率のアップ等々の要望も出ているようでございますので、ぜひとも検討していただければなど、このように思っております。

私は、地域での自主防災組織などを今回取り上げましたけれども、防災対策に取り組むことによって、より地域のコミュニティの活性化につながると、実は思っております。

ですから、市長はよく、先ほども答弁がございましたけれども、安心・安全が第一、今回の施政方針の中でも防災の充実というところに、1ページの約8割を割いて防災に対して書かれておりました。また、地域活動のところにおきましては、安全で住みやすい地域づくりを実現するためには、行政と地域が一体となった取り組みが必要で、地域活動の活性化の促進を図っていきますと言われております。また、そのあらわれとして、市役所内に新たに地域交流部を設置されました。私は、市長の地域への取り組みの強い意志を感じております。私だけじゃないかと思えます。

改めて市長、これまで、私いろいろと自主防災につきまして、防災士並びに地域のコミュニティとして必要な場として地区集会所等々取り上げましたけれども、市長のお考えを改めて伺いたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 再質問にお答えいたします。

地区集会所の耐震診断とか耐震化とかに対する補助の創設等の御質問だと思いますけれども、自治会の活動は安心・安全な地域づくりの実現のために、なくてはならないものであると認識していますし、災害のときにも大きな役割を果たすものだと考えております。地区の集会所は、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、公共性の高い施設ではありますが、あくまでも自治会が所有され、地域の皆様が管理、運用される施設でございます。

議員御提案の地区集会所の補助の増額や、また耐震診断等の新たな制度を設けることにつきましては、自治会の主体性という観点や、地域活動の拠点としての公共性の観点のバランスを考えながら検討する必要があると考えております。

議員も触れられましたけれども、来年度は地域交流部を新たに創設いたします。そうした中で、自治会等の意見もしっかりと伺いたいと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 8番、河杉議員。

○8番（河杉 憲二君） ありがとうございます。

なかなかこういった課題というのは、やっぱり地域が絡んでまいりますので、それぞれ地域の実情があらうかと思いますが、前向きに検討していくという言葉が得られませんでしたけれども、ぜひとも、やっぱり地域コミュニティのより向上を図るためには、やはり

こういった地域、自主防災組織や、そういった軸とした、いわゆる地区集会所の活動等も必要だと思います。今後の取り組みを期待して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、河杉議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時 8分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月7日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 吉 村 祐太郎

防府市議会議員 藤 村 こずえ



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年3月7日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員